

会

議

午前10時 0分開会

○議長（竹内清二君） おはようございます。

開会前ではございますが、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

○市長（福井祐輔君） 皆様、おはようございます。

よろしく願いいたします。

4月1日付で課長クラスの人事異動を行いましたので、ご報告させていただきます。

上下水道課長、鈴木光男は会計管理者兼出納室長へ、観光交流課長、佐々木雅昭は税務課長へ、会計管理者兼出納室長、河井長美は監査委員事務局長へ、市民保健課長、永井達彦は観光交流課長へ、税務課長、日吉由起美は市民保健課長へ、産業振興課長、長谷川忠幸は上下水道課長へ。

なお、産業振興課長は、総務省から7月1日付で樋口有二氏が着任する予定となっております。このため4月1日から空席でございましたので、副市長に事務取り扱いをしていただくようお願いしてあります。

以上、課長職6名の人事異動の紹介を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成30年6月下田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届け出のありました議員は、2番 進士濱美君であります。

---

#### ◎会期の決定

○議長（竹内清二君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より7月4日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は8日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願います。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、10番 土屋 忍君と11番 増田 清君の両名を指名いたします。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、本日付で鈴木 敬総務文教委員長から委員長の辞任願いが提出されましたので、ご報告いたします。

なお、後ほど総務文教委員会の開催をお願いいたします。

次に、議長会関係について申し上げます。

4月19日、第101回東海市議会議長会定期総会が静岡市で開催され、私と副議長が出席いたしました。この総会では、会務報告の後、愛知県から提出された「都市の成長力強化・活性化、安全・安心の確保につながる道路等社会基盤整備について」の要望ほか3件が原案可決され、これらの処置につきましては会長に一任することに決定いたしました。

平成29年度の決算等については原案のとおり認定し、平成30年度の負担金、予算並びに役員選任については原案のとおり可決され、下田市は東海市議会議長会の理事に選任されました。

また、この総会で当議長会表彰規定に基づく表彰が行われ、沢登英信議員、鈴木 敬議員、土屋 忍議員及び伊藤英雄議員が勤続15年以上の一般表彰を受賞いたしました。

5月29日、第92回全国温泉所在都市議会議長協議会役員会及び第47回本協議会定期総会が東京の全国都市会館で開催され、私が出席いたしました。

この役員会及び定期総会では、平成29年度の会務報告並びに決算についての承認、次に、平成30年度の運動方針及び予算について審議され、原案のとおり可決されました。

また、役員改選で私が実行委員に留任することとなりました。

5月30日、第94回全国市議会議長会定期総会が東京国際フォーラムで開催され、私が出席いたしました。

この総会では、平成29年度の会務報告を初め、会長提出議案といたしまして「地方創世及び地方分権改革の推進に関する決議」ほか4件及び各部会提出議案として「東日本大震災からの早期復旧・復興について」ほか26件の議案を審議の上、議決し、政府関係機関に働きかけていくことと決定いたしました。

続いて、役員改選が行われ、私が評議委員に就任いたしました。

また、この総会で当議長会表彰規定に基づく表彰が行われ、沢登英信議員、鈴木 敬議員、土屋 忍議員及び伊藤英雄議員が勤続15年以上の一般表彰を受けられましたので、後ほど表彰の伝達を行います。

次に、5月31日、静岡県地方議会議長連絡協議会の平成30年度定期総会及び政策研修会が静岡市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

この総会では、平成29年度の事業実績及び決算並びに平成30年度事業計画及び予算について審議し、承認されました。

続いて開催された政策研修会では、東京大学薬学部教授池谷裕二氏による「A I がもたらす未来」と題とする講演が行われました。

次に、総会関係について申し上げます。

5月31日、伊豆縦貫自動車道天城峠道路及びアクセス道路網建設促進期成同盟会の平成30年度総会が河津町で開催され、関係議員が出席いたしました。

この総会では、規約の一部改正、平成30年度事業計画及び予算、及び役員の選出等について審議され、原案のとおり承認されました。出席された議員の皆さん、本当に大変お疲れさまでございました。

次に、要望活動について申し上げます。

6月14日、平成30年度伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会の役員とともに、私が国土交通省、財務省等に対し「伊豆縦貫自動車道建設促進について」の要望活動を実施いたしました。

次に、記念式典について申し上げます。

4月18日、静岡県伊豆半島ジオパーク推進協議会主催による伊豆半島ジオパークのユネスコ世界ジオパーク認定祝賀セレモニーが伊豆市で開催され、私が市長とともに出席いたしま

した。

5月20日、海上保安制度創設70周年記念閲覧式及び総合訓練が東京湾羽田沖で開催され、私が出席いたしました。

6月24日、伊豆半島ジオパーク推進協議会主催による伊豆半島ユネスコ世界ジオパーク祝賀の集いが伊豆市で開催され、私が市長とともに出席いたしました。

次に、他市からの行政視察について申し上げます。

5月15日、佐賀県唐津市の議員3名が「下田まち遺産の活用について」を視察されました。

次に、市長より、「車両物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について」の専決処分2件の報告及び平成28年度の下田市財務諸表及び下田市財務諸表分析、下田市第8次高齢者保健福祉計画、第7期介護保険事業計画及び下田市国民健康保険第2期保険事業実施計画、データヘルス計画の送付があり、議席配付してありますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

次に、昨日までに受理いたしました陳情2件及び要望2件でございます。

静岡県労働組合評議会、議長、林 克氏及び静岡県評パート・臨時連絡会代表鈴木洋子氏の連名により提出のありました、最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書、静岡県弁護士会会長、大多和 暁氏により提出のありました、静岡地方裁判所沼津支部における労働裁判の実施を求める意見書の提出を求める陳情書及び、静岡県保険医協会理事長、間間 元氏より送付のありました、給与所得等に係る市町村民税・都道府県民税及び特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）、マイナンバー記載の中止を求める要望書及びおたふくかぜ、ロタウイルスワクチン助成制度の創設の要望書でございます。写しを議席配付してありますので、ご覧ください。

それでは、ここで、第94回全国市議会議長会定期総会で表彰を受けられました4名の議員に表彰の伝達をいたします。

表彰を受けられました沢登英信議員、鈴木 敬議員、土屋 忍議員及び伊藤英雄議員は中央にお進みください。

〔表彰状伝達 拍手〕

○13番（沢登英信君） 皆さん、おはようございます。

受賞者4人を代表いたしまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

ただいま全国市議会議長会の15年勤続の表彰を授与していただき、議長より伝達を受けたところでございます。ありがとうございます。

私たち受賞者はそれぞれによって立つところが違っております。

平成15年に議会にまいりました7人の新人のうちの4人でございますが、4人が残ったということであろうかと思えます。

そして、立場は違いますが、この下田市をいいまちにしていきたい、こういう思いは4人も同じでございます。そして、多くの市民の皆様のご付託、支援、励ましを受けまして、今日まで議員活動が続けることができたわけでございます。

ベイ・ステージの建設の問題提起、あるいは子育て支援への応援、伊藤英雄議員が頑張っ  
てまいりました。そして旧町の活性化をうたい、さらに議会改革を申し伝えてまいりました  
鈴木 敬議員、今なお伊豆縦貫道の完成を、そしてふるさとの再生を目指しております土屋  
忍議員でございます。私はご案内のように、産業廃棄物問題を初め、働く人たちが大切にさ  
れる福祉のまちづくりを進めてまいりたいと、こう考えているところでございます。

今日、下田市を取り巻く状況は、まさに人口減少の波を残念ながら食いとめることが難し  
く、過疎指定を受けてまいっております。後継者の問題、いじめの問題、あるいは災害対策、  
産業振興、観光振興、介護保険の問題、介護の問題は、また介護する若者の問題でもあろ  
うかと思えます。市政の課題はまさに山積をしていると、こう言えるのではないかと思うわ  
けであります。

今、社会が変化せざるを得ない歴史的な時期を迎えている、こうも言えるのではないかと  
思えます。政治的にも経済的にも非常に複雑な状態を呈しているのではないかと思えます。

私たち議員は、年数を重ねるごとに、市民の付託の重さを感じざるを得ない今日この頃で  
あろうかと思えます。

健康に留意し、福祉の向上、そして暮らしの安定、国際都市、地方都市下田のますますの  
発展を目指して、力を尽くしてまいりたいと考えているところでございます。

ところが、今日、私を議会に車で送ってくれました妻は、「お父さん、15年たって、これ  
は、いつやめてもいい証ですね」、こういうぐあいには言われました。家族の協力、仲間の皆  
さんの協力なくして議員活動は決してできません。家族にも感謝を申し上げたいと思ってい  
るところでございます。

本日はどうもありがとうございました。受賞者を代表しましての一言のご挨拶、言葉にか  
えさせていただきます。大変ありがとうございました。（拍手）

○議長（竹内清二君） 4名の受賞者の皆様、ありがとうございました。お席にお戻りくださ  
いませ。

次に、今定例会に市長から、提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、局長補佐をして朗読いたさせます。

○局長補佐兼庶務兼議事係長（高橋智江君） 朗読いたします。

下総行第80号。平成30年6月27日。

下田市議会議長、竹内清二様。静岡県下田市市長、福井祐輔。

平成30年6月下田市議会定例会議案の送付について。

平成30年6月27日招集の平成30年6月下田市議会定例会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

報第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度下田市一般会計補正予算（第10号））、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号））、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）、報第4号 平成29年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報第5号 平成29年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報第6号 平成29年度下田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について、報第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度下田市一般会計補正予算（第1号））、議第40号 下田市固定資産評価員の選任について、議第41号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任について、議第42号 教育長の任命について、議第43号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について、議第44号 中学校教育用パソコン購入契約の締結について、議第45号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定について、議第46号 下田市コミュニティバス条例の制定について、議第47号 下田市いじめ防止条例の制定について、議第48号 下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について、議第49号 下田市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第50号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第51号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第52号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について、議第53号 下市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第54号 平成29年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議第55号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第2号）、議第56号 平成30年度下市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、

議第57号 平成30年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）。

下総行第81号。平成30年6月27日。

下田市議会議長、竹内清二様。静岡県下田市市長、福井祐輔。

平成30年6月、下田市議会定例会説明員について、平成30年6月27日招集の平成30年6月、下田市議会定例会に説明員として下記の者を出席させるので、通知いたします。

市長 福井祐輔、副市長 土屋徳幸、教育長 佐々木文夫、会計管理者兼出納室長 鈴木光男、統合政策課長 黒田幸雄、総務課長 井上 均、教育委員会学校教育課長 土屋 仁、教育委員会生涯学習課長 土屋佳宏、防災安全課長 高野茂章、税務課長 佐々木雅昭、監査委員事務局長 河井長美、観光交流課長 永井達彦、産業振興課課長補佐兼施設係長 平井孝一、市民保健課長 日吉由起美、福祉事務所長 土屋悦子、建設課長 白井達哉、上下水道課長 長谷川忠幸、環境対策課長 鈴木芳紀。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 以上で諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時25分休憩

---

午前10時32分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで報告申し上げます。

ただいま総務文教委員会を開催し、鈴木 敬委員長の委員長辞職を許可し、委員長の互選を実施いたしました結果、総務文教委員会委員長に進士為雄議員、同じく副委員長に滝内久生議員と決定いたしました。

---

#### ◎静岡地方税滞納整理機構議会議員の選挙

○議長（竹内清二君） 次に、日程により、静岡地方税滞納整理機構議会議員の選挙を行います。

静岡地方税滞納整理機構議員につきましては、静岡地方税滞納整理機構規約第8条第1項第4号の規定により、市議会議員から2名を選出することとなっておりますが、候補者が3名となったため、今回選挙が行われるものです。

この選挙は、静岡地方税滞納整理機構規約第8条第4項の規定により、静岡県の全ての市

議会における得票総数により当選人を決定することになりますので、下田市議会会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとなりますので、ご承知おきください。選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（竹内清二君） ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番 小泉孝敬君と7番 大川敏雄君を指名いたします。

候補者名簿を配ります。

〔候補者名簿の配付〕

○議長（竹内清二君） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 配付漏れはないものと認めます。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（竹内清二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 配付漏れは、ないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（竹内清二君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔投票執行〕

○議長（竹内清二君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

6番 小泉孝敬君及び7番 大川敏雄君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（竹内清二君） お待たせいたしました。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票。

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票のうち、田形清信君 0票

鈴木正治君 11票

川口三男君 1票

以上のおりでございます。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

---

### ◎一般質問

○議長（竹内清二君） 次は、日程により一般質問を行います。

今期定例会に一般質問の通告のありました議員は5名であり、質問件数は14件であります。

通告に従い、順次質問を許します。

質問順位1番。伊豆縦貫自動車道建設発生残土の活用について。2つ、まどが浜海遊公園の今後の活用について。3つ、稲梓地区コミュニティバス導入について。

以上3件について、6番 小泉孝敬君。

〔6番 小泉孝敬君登壇〕

○6番（小泉孝敬君） 議長の通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

自公クラブの小泉孝敬です。

まず、下田市は過疎地域に指定され1年が経過しましたが、少子高齢化はより一層深刻な問題になっています。これらの改善には時間と大変な労力、費用が必要かと思えます。

いずれにしても、観光地下田としまして、さまざまなアイデアとスピード感を持って行動するしかないと思えます。

そこで、活性化を少しでも早く実現するために、以下の3項目を質問いたします。

第1に、伊豆縦貫自動車道建設発生残土の活用についてを質問いたします。

河津トンネル着工も5月に始まり、全線開線に向けて工事も順調に進められております。

今後は逆川、須原、箕作インターを中心に周辺の活性化を図るのはもちろんのこと、市の創生のために早期完成が望まれるところです。そのためにも当面は下田市側着工に向けて発生残土の活用準備が必要で、スピード感を持って対処すべきと思われます。

そこで、以下4点についてお聞きします。

1としまして、箕作地区については活用方法については地元中心に議論がされているところですが、須原地区については今後、議論や提案がなされることと思いますが、須原地区の進捗状況をお聞かせください。

2としまして、市として活用ビジョン方針があればお聞かせください。これは須原地区の活用のビジョンです。

3としまして、須原地区の残土活用ですが、子供たちの遊び場がぜひとも欲しいという住民の要望もあり、また、高齢者のかつてからの要望であります、憩いの場とグラウンド等を併用した津波の心配のない防災避難施設を建設すべきと考えますが、意見をお聞かせください。

4番目としまして、あわせてカエデ、フジバカマ、市でも推奨、大変力を入れておりますオリーブ等を植栽し、観光地下田のあじさい公園に並ぶ里山公園づくりへの活用は考えられませんか。意見をお聞かせください。

2番目としまして、まどが浜海遊公園の今後の活用について質問をさせていただきます。

まどが浜海遊公園は、観光地下田市にとって、下田湾を臨む港町の玄関口として、また下田みなとまちゾーンの出発点として大変重要な位置にあります。今後の活用については、先日の全協において概要が説明されましたが、今後はこの活用の変革により活性化に大いに役立つと思います。

そこで、以下5点についてお聞きします。

1番目としまして、現在の利用状況及び利用時間が変更になったことによる問題点は出ていないかお聞かせください。

2番目としまして、特に若い人を中心に不満の声を聞く利用時間についてですが、今後、協議決定していくということでありましたが、それはこの夏季シーズンまでに決定するのかどうかお聞かせください。

3番目としまして、みなとまちゾーン活性化協議会との関係についてお聞きします。この協議会との中のまどが浜海遊公園の位置づけについてどうなっているかお聞きします。

次に、4番目としまして、公園の利用について、3施設の活用見直しが検討されているようですが、その中で休憩施設の充実とありますが、この施設自体を観光客を含め楽しく遊べる施設に変更すべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

5番目としまして、芝生広場を活用した各種のイベントを検討されているようですが、この広場を昼だけでなく夜も活用すべきと思いますが、お考えをお聞かせください。これについては他地区、いろんな県でも、夜のこういった観光地としての活動が盛んになっているということで、ぜひともこれもまた検討、5番目については詳しく今後のあれをお聞かせ願いたいと思います。

3番目としまして、稲梓地区コミュニティバス導入についてお聞きします。

少子高齢化の中、公共交通に関しては各地で問題が提起されています。今年度、市の過疎対策の一環として利便性を図るため、自主運行バス賀茂逆川線を廃止し、きめ細かく対応できるコミュニティバス導入は地元民にとって大変歓迎されるものであり、同時に今後の運行形態によっては地域の活性化に大いに役立つと期待されています。

今回のこの6月の議会に条例が提出され、趣旨、内容についてはこの議会で説明と議論が今後されると思いますが、まだ地元においてコミュニティバス導入の概要が十分に理解されていないとの住民の声もあり、それらの要望を含めて、以下3点を質問いたします。

第1番としまして、路線運行時間と現在の概要の重要ポイントをお聞かせ願いたいと思います。

2番目としまして、地元ではこの件がまだ、先ほども言いましたように十分に周知されていないため、今までの賀茂逆川線のバスのほかにコミュニティバスが運行されると思っている人もいるため、今後この経緯等も含めてどのような方法で住民に説明していくのかお聞かせください。

3番目としまして、今後運行してみて、地元においては、ああすればよかった、こうすればよかったというような現在でも意見が出ています。そういった面で、路線の地域や運行日等、何らかの変更が必要になった場合、この条例が制定されるようなことになった場合でも、速やかにその後変更が可能かどうかお聞かせ願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（福井祐輔君） それでは、小泉議員の質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、伊豆縦貫自動車道の工事発生土の処理についてでございますが、伊豆縦貫自動車道は下田市の経済の活性化、そして災害対応、そして医療の質の向上、この3点について欠かせないものだということで、私どもも力いっぱい陳情・要望活動を行っているところでございますけれども、現在のところ天城越え道路に関しては、環境アセスメントを今年度から始めていただいております。

そして、天城北道路に関しては、私は常日頃陳情活動で申し上げておりますのは、下田市の水仙まつり、これに間に合うようにこの天城北道路を完成していただきたいということでお願いしているんですけれども、水仙まつりには間に合わないけれども、河津の桜まつりには間に合うようには工事を行うというふうな回答をいただいております。予想よりも早まっていると。今年度中ということだったんですけれども、2月前には完成していただけるんじゃないかというふうに思っております。

そして、河津下田道路に関しましては、2期工事区間がもう既に河津トンネルが掘削を開始しておりまして、その発生土も工事発生土が出ております。したがって、もう我々は、予想よりも早くこの河津下田道路の2期工事区間に関しては工事が進捗するんじゃないかというふうに思っております。建設省の感触でも、天城北道路が完成すれば河津下田道路に力を注ぐというふうな約束をいただいておりますので、早急に発生土の処理場所につきましても下田市自体で決めていかなければいけないというふうに考えております。

予定では、須原には32年度から発生土が入るんじゃないかと、あるいは箕作には33年度から発生土が入るんじゃないかというふうな予測がなされておりますので、地域の皆様のご意向をお伺いしながら、また今、市では公有財産等有効活用検討委員会というのを設けまして、現在市が持っている財産をいかに有効に使うかということも検討しておりますので、そういう一般的な市としての活用を考えて決めていきたいというふうに考えております。

非常にこの稲梓地区には、34年度は稲梓中学校が統合されて使わなくなるということ、そして箕作と須原に発生土を入れるということでございますので、そういうことも全般的に考えながら進めていきたいというふうに思っております。

議員の提案にございました里山公園づくりも一つの大きな案じゃないかというふうに思います。しかし、非常に津波の浸水域外でございまして、その防災対応のヘリポート等の構築等にも非常に有効じゃないかというふうに考えております。

次に、まどが浜の活用でございますけれども、まどが浜公園は私ども下田市みなとまちゾーン活性化協議会で、この使用法につきまして検討している段階でございます。現在は駐車場を夜間閉鎖するというをやっております。この狙いは、この駐車場を夜間開放するというような違法な行為が行われていたと。例えば芝生でキャンプをすとか、たき火すとか、そういうところが行われておりましたので、そういうのを取り締まるという観点から現在、夜間は閉鎖しようということで行っておりますが、これを今年度、夏の状況について社会実験をして、それからどういうふうにするのかというのを決めていきたいというふうを考えております。例えば駐車場を有料化すとか、そういうところも考えなければいけないんじゃないかというふうに思います。

これは熱海にあります長浜公園を参考として我々も検討しているんですけども、なかなか長浜公園とは違っていて、長浜公園はすぐ海水浴場と接続しておりますところが非常に違うところがございます。そういう面で下田独自の有効活用法を案出しなければいけないというふうに思っております。

次に、コミュニティバスの件でございますけれども、これはやはり高齢化社会が進捗することによって、皆様に、高齢者の方に便宜を供与するという狙いを持ちまして、また通学路、通学の足の確保というところで利用していただければというふうに考えております。

また、この稲梓地区だけに限らず、他地域も考えていきたいというふうに思っております。

なお、稲梓地区の広報が足りないんじゃないかというご提案ございましたけれども、これから広報してまいりたい、具体的な条例が決まりましたら、それに基づきまして広報していく所存でございます。

そして、一回決めたものは変わらないんじゃないかというおそれがあるかもしれませんが、これは柔軟に対応できるように、試行期間といいますか、試しを設けまして、それで不具合な面は是正していくということを考えていきたいというふうに思っております。

細部は、担当からお答えさせます。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 一般質問の途中ですが、ここで休憩したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） では、ここで10分間休憩します。

午前10時58分休憩

---

午前11時 8分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（白井達哉君） それでは、私のほうからは伊豆縦貫自動車道建設発生土の活用についてと、まどが浜海遊公園の駐車場利用に関しまして補足説明をさせていただきます。

まず、伊豆縦貫自動車道の建設発生土の関係ですけれども、建設発生土につきましては今年度は河津トンネルの土を縦貫道の工事のほうで8万立米ほど使用するというので、現場外に運び出す予定は今のところないと伺っています。平成31年度から運び出しが始まるんですけれども、今、予定では、松崎町のほうの数量としては25万立方メートルほど運ぶと伺っております。

下田市におきましては現在、加増野地区の元公共工事の残土処分場だったところ周辺を国が調査を行っていきまして、隣接地の県外の方なんですけれども地権者の承諾が得られれば、平成31年度から残土の搬入ができるのではないかとということですが、こちらにつきましては、ほかに発生土の有効活用の土地があれば、先にそちらに運ぶということと伺っております。

須原と箕作の候補地につきましては、先ほど市長のほうからもお話がありましたけれども、須原地区につきましては32年度、箕作地区につきましては33年度頃から受け入れを考えております。

伊豆縦貫自動車道河津下田道路の発生土の活用候補地である須原地区の進捗状況につきましては、現在、地権者、地区共有地の方に発生土の受け入れの了承を得て、平面図、縦横断面図、境界確定等の測量調査、また現況の土質、地盤の安定性検討などの地質調査を行っているところです。計画策定業務についても委託契約をしたところでございます。

今議会で建設発生土活用検討会の設置に関する補正予算を計上させていただいておりますので、また今後、委託業者の方、地元の方々とは活用案について検討していきます。

また、発生土受け入れ後の計画内容によっては、用地の確保が必要になる場合があります。地権者の方からは用地の買収、また買収の難しい地区の共有地につきましても借地をさせていただくことで内諾をいただいているところでございます。

市としての活用ビジョン、方針についてということにつきまして、須原候補地につきましてはおよそ2万平方メートルの農地、休耕地でありまして、河津下田道路の仮称須原インターチェンジ、仮称逆川インターチェンジの中間に位置しているため、将来的にアクセス性が向上し今後の活用が期待できる場所と想定しております。アクセス性を生かした企業誘致、防災広場、駐車場、休憩施設、里山景観創出などの活用が考えられ、先ほどもお答えしましたけれども、発生土有効検討委員会の中で地元の方々と方針、活用案について検討していきます。

また、河津町におかれましても逆川地区の活用案について検討しているということですので、お互いに協力しながら進めていきたいと考えております。

子供たちの遊び場が欲しい、高齢者の憩いの場とグラウンドとを併用した津波の心配のない防災避難施設の建設についてということですが、こちらにつきましては、須原の候補地につきましては、先ほどと重複しますが、仮称須原インターチェンジ、逆川インターチェンジの中間に位置しており、また津波の心配がなく、交通立地の優位性で災害時に災害支援物資の受け入れ拠点、道路警戒における作業車両の待機場所、災害廃棄物の仮置き場、防災ヘリポート等のいろいろな活用ができる場所と考えられます。

議員ご提案の子供たちの遊び場、高齢者の憩いの場、グラウンドを併用した多世代交流型公園案も含めた中で、箕作地区の候補地とあわせて活用案を検討させていただきたいと考えております。

カエデやフジバカマ、オリーブ等を植栽した観光地下田のあじさい公園に並ぶ里山公園づくりへの活用についてですが、この候補地周辺につきましては、美しい里山づくりプロジェクトの一環として、下田市稲梓地区里山づくり基本構想が策定された小鍋峠古道散策起点として、駐車場や休憩施設の整備箇所として位置づけがされているところでございます。また、商工会議所が事務局を行っている花木の里プロジェクトでは、逆川のトンネルを抜けて縦貫道から見下ろすことのできる当該箇所を含めた国道414号沿線について、季節の樹木で彩ろうという計画も進めております。これらのことも含めて、カエデ、フジバカマ、オリーブ等を植栽した里山公園につきましても、活用方法の一つとして検討していく考えでおります。

次に、まどが浜海遊公園の関係ですが、まどが浜海遊公園の駐車場につきましては、近隣宿泊施設の利用者だったり、キャンピングカー等で車中泊など、公園の駐車場が公園の利用目的でない利用が見受けられます。とりわけお盆休みやゴールデンウィーク等には公園

内での禁止行為、火気の使用などを行う方が多く、夜間の駐車場は満車となり、管理棟付近は不法投棄のごみでいっぱいになって、また警察や消防への通報騒ぎの発生などもあったことから、公園の適正な利用を図るため駐車場の夜間閉鎖を行っているものでございます。事前の社会実験の実施結果から、特にトラブルもなく完了したこともあり、平成30年度の2月1日より駐車場の夜間閉鎖を実施しております。また、公園利用者への適正な利用のご理解を呼びかけており、現在のところ大きなトラブル等は出ておりません。

時間延長のことについてですけれども、まどが浜海遊公園駐車場の夜間閉鎖の実施に当たりまして、事前に実験の一環としてアンケート調査を実施しております。調査結果から、利用者のマナーの悪さから「閉鎖してほしい」という賛同の意見もあるものの、利用時間を延長または有料化についての声も多数あるところです。この夏の夜間閉鎖への影響を検証する必要があるため、この夏以降の決定となると考えております。

検証結果をもとに今後、まどが浜海遊公園の管理体制、また時間延長した場合の人件費の負担増等の問題もありますので、県と協議を進めていきたいと考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 私のほうからは、まどが浜海遊公園のみなとまちゾーンと活性化協議会との関係などについてご答弁させていただきます。

みなとまちゾーン活性化協議会との関係及び協議会の中のまどが浜海遊公園の位置づけでございますが、まどが浜海遊公園は作業部会として検討協議をしている場所でございます。協議会における位置づけといたしましては、イベントの実施や市民、観光客が楽しめる事業を行うのに大変有効な場所と考えております。具体的にはこの6月補正予算でお願いいたしますが、遊具の試験設置を、実施が予定されております子育て支援イベントなどとあわせ1週間ほど行いたいと考えております。そのほか、協議会作業部会における協議事項といたしましては、キッチンカーやオープンカフェを試験的に配置し、利用促進を図りたいと考えております。

休息施設ですが、昨年度、県のほうが木製テーブル、ベンチを設置し、利用者への快適性の向上を図っていただいております。休息施設は公園内にある唯一の屋根つき施設でありますので、今後、協議会の中で市民や観光客にとってよりよい利用形態を検討していきたいと考えております。

また、公園の夜間活用でございますが、協議会においても夜間開催できるイベント等の可

能性を探っていきたいと考えます。

次に、コミュニティバスの導入についてでございますが、平成30年10月からの運行開始を予定しているコミュニティバスは、現行の自主運行バス路線、下田駅から賀茂逆川線を廃止し、新たに相玉付近に乗り換えポイントを設け、稲梓地区内を循環する路線を開設するものでございます。

お手元のほうに小泉議員一般質問資料としてコミュニティバス路線図をお配りしてございますので、ご覧ください。

使用する車両につきましては、現在の小学生の通学に対応するため、29人乗りのマイクロバスとし、運行業務は交通事業者への委託を予定してございます。

路線は、朝の小学生の通学に合わせて北の沢を出発し北湯ヶ野まで運行し、以降、北湯ヶ野から入谷、北の沢、北湯ヶ野を循環する路線となります。

運行時間につきましては、公共交通会議、地区別検討会、学校、診療所等との調整により、7時台の始発以降、おおむね2時間に1本の運行で1日5循環を予定してございます。

小学校の通学、また通院、金融機関の利用等に対応していく予定でございます。

乗り換えによる不便さが生じますが、今まで路線のなかった交通空白地の利便性向上が図られるものと考えております。

今回の運行では、路線や料金、バス停、乗り換え方法等が変更になるとともに、利用者が高齢者の方も多く予想されますことから、利用方法の周知が重要になると認識してございます。今回の議会に条例及び補正予算を議案としてお願いしており、その承認がいただけた後、10月の運行開始までの間、地域の皆様、利用者の皆様への利用方法の周知に努めていきたいと考えております。具体的には回覧、広報、市ホームページなどにおける運行情報のPRを行うとともに、学校や金融機関、診療所等への利用説明の掲示を予定しております。さらに必要に応じて学校や地区の会合等へ出向いての説明会等も行っていく予定でございます。

今回の制度につきましては、交通空白地輸送を行う市町村運営有償運送であり、路線、運行時間等については地区の状況により設定することができる制度でございます。今回の運行開始後、実際の利用ニーズと合わない場合が生じることが予想されますが、国の登録を受けていることや利用者の混乱を避けるためにも、運行状況を確認しつつ、おおむね1年間程度は同一条件での運行を想定してございます。しかし、安全等、緊急の理由が生じた場合は速やかに対応を検討していきたいと考えております。

なお、今回の路線については、平成34年度の中学校の再編に向けた通学手段の検討とあわ

せて、引き続き路線等のあり方について検討する予定としてございます。

私からは以上です。

○議長（竹内清二君） 6番 小泉孝敬君。

○6番（小泉孝敬君） 細かく、本当にありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきますけれども、まず発生土なんですけど、31年度は松崎町、32年度須原ということなんですけど、地区でのいろんな会合で要望は聞いていただかなくちゃなんですけど、今、市のビジョンとして今現在いろんな項目を上げてもらいましたけれども、その中で、特に地元では敬老会といいますかシニアクラブで、この間参加したところ、ぜひグラウンドゴルフ場もないんで、下田市全体とってみても稲生沢地区で、あそこのお吉ヶ淵でやっている、稲梓にそういうものがあれば下田市でも我々は非常に助かるんで、そういったところもあわせて、ぜひそういう機会に、よそからもいっぱいお客さんが来られるようなグラウンドも含めて、そういったものをつくってほしいと、そういうようなこれは強い要望もありましたので、ぜひこの辺は検討していただきたいなど。

それと、先ほど課長のほうにもありました、企業の誘致も考える。近隣では工業団地といえますか、そういう商業団地みたいなのが、三島市にしてもどこにしても、条件が合えばインターの近くにそういったものは非常に可能性も出てくるんじゃないかと、今までと違った動きもできるんじゃないかと思っておりますけれども、その辺は具体的には今のところ行動といえますか、そういう案で一つ動いているというところはあるかどうか、再度ちょっとお聞きしたいんですが。将来的にこういったものがあれば、こういう企業的なものの誘致なんかも強力にやっていきたいなというような。あと数年ですから、早いうちからいろんな形でそういった営業も含めて準備をしておかないとかならないんですけども、市のビジョンとしてそういうものが、確たるものが現在あるのかどうか。その辺もちょっとお聞きしたいなと思うんですけども。

残土については、ぜひ地区の箕作とあわせて、先ほども公園も含めて前向きな意見を市長からも聞きましたので、ぜひ実現に向けてその辺はして、里山も含めてぜひ早いうちから計画を立ててやってもらいたいと思います。それから、残土に関しては企業の面をもう一度ちょっと聞きたいなということです。

あと、まどが浜の件ですけども、先ほどの説明ですと、あれですよ、今期はもう実験的に5時でやるんだということの確認でいいんですか。いわゆるその前にじゃなくて、もう今シーズンは、この秋は必ずもう、夏のこのシーズンは5時でもう閉めて、いろんな実験を

してみても、来年また考えるというようなことなのか。

というのも、先ほど大きなトラブルはないと言いますが、私の耳に入ってくるのは、何で5時なんだよという不満の声が非常に多いといいますか、アンケートをやられたということですが、私に二、三聞いたのは、1年ぶりとか2年ぶりに下田に帰ってきて、あそこへとめようとしたらもう閉まっていたという地元出身の人が、え、観光地でどうしてなんだというふうな、そういう質問がちょっと多かったものですから、いわゆるこのシーズンに向けて、それはもうちょっと柔軟に考えていただければなと思うんですけれども、その辺が、時間に関して非常に入ってくるあれが市民の声として不満が多かったということで、その辺は再度考える余地はあるのかどうか、再度ちょっと聞きたいなと思うんですけれども。

あと、いろいろなイベントその他に関してはかなり、みなとまちゾーン等の中で、もう夜の使い方だとかいろんな検討をされているということですから、それはそれでぜひとも進めていただきたいと思います。

それから、3番目のコミュニティバスの件ですが、今、市長のほうからも、それは条例ができたからといって、柔軟にいろいろ路線を考えていくんだよというふうなお話をいただきましたので、その辺は。というのも、この間観光客の方に、ちょっとあそこのいわゆる宇土金地区の箕作とちょっと美術館へ行きたいんだと。いわゆるその辺のあれあたりも、今後お客さんが増えるということであれば、その辺も柔軟に今までと違った路線もいろいろ考えてほしいなというふうな。ここは、一つの上原美術館あたりではかなり最近はお客さん増えていきますので、その辺も含めて今後の検討の中にちょっと入れてほしいなというふうな、そういう意見も地元として声があったものですから。これは、先ほど聞きましたら、いろいろな状況を見てまたそういったのも変えてもらえるということですから、それはそれで、そういった地区の説明会のときでもまたいろんな声が出ると思いますので、それを集約して、それを生かしてもらいたいなというふうにこれは思いますので。

以上ですけれども。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 工事発生土の処理につきましては、場所、須原地区のこの利用法でございまして、やはり全体を考えていかないといけないというふうに思っているんです。下田市としてはまとまった広場、広い土地はございませんので、その面も非常に貴重な広場だというふうに、今度2カ所できますから、そういった面で非常に重要であるというふうに考えておりますので、これは慎重に企業誘致等も含めて考えていかなければいけないという

ふうにご考えております。

そして体育館、今度中学校の統合をやる場合に体育館を新しくつくらなければいけないんじゃないかというふうな検討もされているようですけれども、非常にこの広さというのは、いろいろバスケットの公式の面、コートをつくるとかあるいはバレーボールのコートをつくるか、そういうことで非常に広さが限定されますので、この東部には県のスポーツ施設がないんです。野球場とかサッカー場のような広い面は、公式戦ができるような面はとれないかもしれません、箕作と須原の発生土の処理場につきましては。したがって、稲梓中学校の跡地の利用も含めまして、県に、例えば屋内競技場をバスケットのコート2面ぐらいとれるところを、そういう施設を誘致できないのかということをご要望活動をしてまいりたいというふうにご考えております。

次に、まどが浜公園の件でございますけれども、趣旨は不法な使用を排除するというごことをございまして、特に夏が多いんですよ。この閉鎖期間というのは冬から始まっておりますので、この一番盛んな夏の期間というのは社会実験していないんです。今度の夏はこの社会実験をして、いろいろその問題点を把握して、その後、特に駐車場をどのようにするかということは決めていきたいというふうにご考えております。

また、コミュニティバスの件でございますけれども、1年間は最初のとおり運行しなければいけないという規定があるそうですので、それを過ぎましたら柔軟に対応していくようにしたいというふうにご考えております。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） 建設発生土の活用につきまして、グラウンドゴルフ場というご意見につきましても要望が多いということであれば、検討に値するものだと考えております。須原、箕作どちらにつくるのかということも含めながら、今後慎重に検討していく考えでおります。

まどが浜海遊公園のほうですけれども、公園の駐車場という観点から考えたときに、夜中にとめられることが必要なのかどうかということなども問題としてあると思うのですが、ただ公園の利用ということをお考えたときに、確かに5時では早いのではないかと、夕方6時、7時ぐらいに散歩しようと思って行ってもあいていないとかという、確かにそういう声は私も耳にしております。

どことも協議している話ではないので、私の主観的な意見になってしまって申しわけない

んですけれども、そこを延長するに当たって、今、公園の管理をしている公社の職員が閉鎖前に駐車中の車にはお声かけして、もう5時に閉まりますよと、そういうこともやりながら職員が手で車どめを操作しているということもありまして、それが6時まで7時まで延長した場合には職員の人件費がそれだけ、繰り返しになりますけれども、2時間分毎日増えるということも考えなければいけないということもありまして、今、即答とかはできないところがございます。

すみません、以上です。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 海遊公園ではイベントを早急に頑張っていきたいと思いますので、またご協力よろしくお願いします。

それから、あとコミュニティバスの件ですけれども、コミュニティバスというものが、まず道路運送法の規定に基づいて国土交通大臣の登録を受けて行う、先ほども申し上げましたけれども自家有償旅客運送事業というような、ちょっと舌をかみそうな名前なんですけれども、そういったものでございまして、小泉議員のおっしゃっているような路線の変更等につきましては、公共交通会議の検討を踏まえ、地元にも説明をして、地元の意見もいただきながらというようなものがその登録のための必要条件になってまいりますので、今日とか明日とか伺ったからといってすぐにできないというような状況もございまして、1年ぐらいは走らせていただいて、こっちへも入りたいなど、1年間過ぎた後にそれをやり始めますと、2年かかるとかという話になってしまいますので、半年ぐらいの様子を見た中で、公共交通会議でこうしたほうがいいんじゃないか、ああしたほうがいいんじゃないかというような話になれば、またそういったところで検討させていただいて、1年ぐらいはこの路線で走らせていただきたいというようなことでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（竹内清二君） 6番 小泉孝敬君。

○6番（小泉孝敬君） コミュニティバスに関してはよくわかりました。今後いろんな地元の中でそういう声を十分に拾いながら、ぜひ前のような形でやっていただきたいと思います。これはお願ひをしておきます。

発生残土のあれですけれども、支所のほうで、県にも大変そういう形のものができる、この東部地区にはそういう専門的な体育館もないので、一つの全体の案として、その案も含めてぜひ有効に使って前へ進めていただきたいと。課長の言われた老人のあれも、ぜひ検討

していただくということで、これは要望でしておきます。

ただ、みなとまちゾーンの時間のあれですけれども、市長は、実験で夏はそういう5時であれですけれども、ちょっと時間にこだわるわけじゃないんですけれども、実験は実験ですから、途中で変えるのもまた実験だと思うんですよね。実験中に変えることもあると。違うものを入れてみるというのも一つ、それで、5時じゃなくて、お金はかかるかもしれないですけれども7時、8時までには延長してみようとか、そういうのも一つのまた違う実験だと思いますので、ぜひそういう形で柔軟な活用を、これは下田市の顔となる場所ですから再度お願いしておきますけれども、その辺を要望しまして私の質問を終わりとします。

以上です。

○議長（竹内清二君） これをもって6番 小泉孝敬君の一般質問を終わります。

次は、質問順位2番、1つ、防災対策について。

以上1件について、10番 土屋 忍君。

〔10番 土屋 忍君登壇〕

○10番（土屋 忍君） 自公クラブの土屋 忍です。

私は1点だけ、防災対策について質問をさせていただきます。

平成30年6月18日に大阪で震度6弱という大きな地震がありました。

大阪府高槻市の市立小学校のプールの隔壁として設置された通学路の地面から、2メートルほどの高さからさらに1.6メートルほどのブロック塀が崩れ、通学中の女兒9歳が巻き添えになって亡くなったという悲惨な事故がありました。

事故後のテレビなどで私、写真でしか判断はできないわけでありましてけれども、ブロック塀は昔ながらの鉄筋棒だけの補強で、鉄筋は全て破断をしており、高さ1.6メートル、横幅40メートルほどのブロック塀は、今回のような震度6弱でなくともちょっとした地震で倒壊する危険性は十分あると、私のような素人でも判断できます。過去において大きな震災に見舞われた関西であのようなブロック塀がいまだに、まして公共施設に放置されている。子供達が毎日通う通学路に放置されていることに大変驚きましたし、関係する自治体は何を考えているんだと憤りさえ覚えました。

また、東淀川区で子供たちの登校時の見守りに出かけていた80歳の男性も、これは民家のブロック塀でしたけれども、潰されて亡くなっております。ここは5段ほどですから1メートル積んだブロック塀ですけれども、鉄筋は一本も入っておらず、ただモルタルでブロックを積んだだけのようでした。

下田市は、「防災意識が高く、災害に強いまち」を目指すということから、ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金を補助率50%、限度額は撤去工事で10万円、改修等に25万円という内容で設置をしています。これは一般市民に対する補助ですけれども、開始した24年度において、およそ35万8,000円。25年度はゼロ円でした。26年度は8万1,000円となっております。27年度から去年まで、29年度までの状況はどうなっているのか。公共施設で、また通学路や避難路でいまだに手をつけていないこの危険なブロック塀等が未改修のところはないかということをご答弁いただきたいと思います。

次に、感震ブレーカーについてお伺いいたします。

地震を感知すると震度5強で回路を自動的に遮断する感震ブレーカーというものがあります。地震に伴う停電が復旧したときに発生する通電火災を防止するためのものです。設置に対する補助を行っているのは、県内では静岡市があります。

設置補助金交付要項というのを見ますと、静岡市の住宅を所有している人、新築をしようとする人に限っております。賃貸物件の場合は、大家さんが申請すれば受けられます。補助金は設置費用の3分の2、上限2万5,000円となっております。ただし新築は1万円。補助を受けるには、着工前に電気業者に申し込んで見積もりをしてもらい、市に申請を提出いたします。完成後に補助を受けるというふうになっております。

調べてみますと、一般家庭、大体30アンペアから60アンペアぐらいの家庭では定価ベースでおおよそ2万六、七千円、工事費込みでも4万から5万円程度というふうに使われます。

設置に対する補助を下田市でも考えてはいかがかと思いますが、考えをお聞かせください。

以上、防災対策について2項目質問をいたします。

主旨質問を終わります。

○議長（竹内清二君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（福井祐輔君） それでは、土屋 忍議員のご質問にお答えさせていただきます。

今般の大阪北部の地震に関しましては、非常に今まで大きな地震が起きたことがないような地点で起こりました。そういった点で非常に思わぬ被害が出たということでございまして、被災された方には、またお亡くなりになった方には心からお悔やみを申し上げなければいけないというふうに思っております。

早く登校して挨拶をする係の女の生徒がプールのブロック塀の倒れた原因でお亡くなりになったということは非常に痛ましい事故でございまして、下田市としても、そういう事故が

絶対あってはならないというふうな思いを新たにしたところでございます。

したがって、下田市としても公共施設のブロック塀のみならず、子供たちの通学路の特に道路に面した部分のブロック塀については、これから専門家を入れて、その危険度につきまして点検しなければいけないというふうに考えております。その点検によって補助制度を拡充するか、そういうところも検討してまいりたいというふうに考えております。

そして、議員提案の感震ブレーカーに関してもその有用性を検証しながら、補助制度を設けるかどうかというのを検討してまいりたいというふうに思います。

地震による災害を最小限に食いとめるため、最大の努力を払っていきたいというふうに思っております。

細部は担当から答えさせます。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） それでは、私のほうからは、まずブロック塀の補助の関係で、平成27年度以降の利用状況についてお答えさせていただきます。

平成27年度以降の補助制度の利用実績ですけれども、平成27年度が撤去工事2件に対しまして8万8,000円、平成28年度につきましては撤去工事2件、そのうち1件改修工事も実施しております、合わせて29万1,000円、平成29年度につきましては撤去工事1件に対して10万円、3年間で合計47万9,000円の補助金を交付しております。

補助制度の周知のために、広報「しもだ」の今年の6月号のほうで木造住宅の耐震改修とあわせて掲載をさせてもらっておりますけれども、ブロック塀等の補助制度につきましては再度、また広報「しもだ」等による啓発を実施していく考えでございます。

また、補助制度の拡充等についても検討していかなければいけないのかなというふうに考えております。

すみません、あと避難路で未改修のところはないかということで、避難路ではないのですが緊急輸送路ということで建設課のほうで、今、手持ちのデータとして市内の国道135号、136号、414号沿いのブロック塀について調査を行っております。平成8年に最初の調査を実施しまして、その後、10年に一遍程度の割合で改善状況の調査を実施しております。

平成8年当時、沿線の105カ所のブロック塀について調査して、うち60カ所について改善の必要があるという調査結果が出ております。その後の調査、最新のもので平成27年度の調査で60カ所のうち29カ所の未回収の箇所が確認されております。その後、先ほど制度の関係

でお話させてもらった28年度に改修1件を行っておりますので、現在28カ所が未改修となっております。

今後とも改修促進に向けて制度の啓発に努めてまいりたいと思っています。

また、避難路とか緊急輸送路ではないのですけれども、市道上に転落防止策がわりにブロック塀が設置されているところを2カ所確認したため、こちらにつきましては撤去工事に向けて既に測量設計等の準備を進めておりますので、早急に撤去したいと考えております。

私からは以上です。

○議長（竹内清二君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 教育委員会では大阪府高槻市の事故を受けまして、小・中学校ですとか保育所・認定こども園・幼稚園施設内のブロック塀の調査、それから通学路周辺の調査を実施いたしました。

調査の結果、小・中学校の施設及び幼稚園、認定こども園の施設内にはブロック塀はございませんでした。ただし、下田保育所がございますが、下田保育所の施設のフェンスの外側、民地寄り、民地境界部分に、これ一体で利用していると思われましてハローワークさんの駐車場もございますけれども、まずその周辺に、保育所の通路ですとか園庭に面しまして前の総合庁舎のときに使用していたと思われるブロック塀が残っております。これにつきましては、やはりちょっと老朽化しているという部分もあって、それから今の基準、控え壁のそのスパンがちょっと広いというような部分もございますので、総務課ですとかハローワークさんですとか、ちょっと協議して早急に対応をしてまいりたいと思います。

それから、通学路につきましては小・中学校のほうに調査を依頼しまして、その提出された報告書に基づきまして、小学校の通学路を優先に下田幼稚園の通園路を含めまして、建設課のほうと2班体制で調査点検を行っております。これにつきましては、6月20日から土日挟んで月曜日の6月25日、正味4日間で行っております。

点検に当たりましては、塀の高さであったり控え壁の有無、それから塀の傾き、ひび割れ等を調査しまして、危険と思われる塀の所有者に対しましては、静岡県の作成いたしましたブロック塀の点検方法ですとか改善方法の資料、そういったものを配付してまいりました。

また、各小学校では教職員、児童、保護者の間で交通安全リーダーと交通安全を語る会というものが設置されておりますので、そちらの中でも話し合いを持ってもらうというような予定でおります。

危険と思われる箇所につきましては、学校と協議いたしまして、例えば両側に歩道があ

る場合につきましては安全な側を歩く等の指導、また大きな揺れが生じた場合にはブロック塀から離れるといったような指導をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） それでは、私のほうからは、学校施設以外の公共施設の調査のほうについてご報告申し上げます。

公共施設の敷地内のブロック塀につきましては、6月20日から22日にかけて各施設の所管課が調査を行いました。塀の高さ、控え壁の有無、傾き、ひび割れの有無などの項目について目視で調査を行いました。

目視調査の結果、調査対象82施設中、11施設にブロック塀等がございました。旧須崎保育所の石積み上部の石塀を除きまして、道路に面したブロック塀はございませんでした。しかし、ブロック塀全てにおいて基礎のぐあいや鉄筋の有無など、建築基準法上の基準に照らし合わせながら再度調査を行う必要があるというふうに認めております。

今後、専門家の助言等とあわせて再調査を進め、必要に応じて既存の塀を安全なフェンスなどにするなど、予算措置を早期にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 防災安全課長。

○防災安全課長（高野茂章君） 私のほうからは避難路につきましては、ブロック塀なんです、市中で整備した避難路上にブロック塀はありませんでしたが、そこに至るまでの道のりには個人所有のさまざまなブロック塀があります。これらにつきましては、自主防災会等と協力しながら、ブロック塀改修補助制度の啓発、活用推進をしてみたいと思っております。

それで、感震ブレーカーの設置補助制度の検討をお願いするということに関しましてですが、感震ブレーカーの設置補助制度につきましては、県内で平成29年度時点で中西部の7市が取り組んでおります。賀茂管内では南伊豆町が今年度当初から静岡市と同じ条件で事業実施を予定しており、100件分250万円の予算計上がされております。

地震後の停電復旧時の火災発生防止として有効な手段であると認識しておりますので、実施済みの市町から状況調査を行った上で予算規模、補助条件などを検討し、実施に向けて調整していきたいと思っております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 10番 土屋 忍君。

○10番（土屋 忍君） ブロック塀につきましては、今の答弁で学校施設と公共施設についても大丈夫ですというような厚いご意見をいただきましたもので、とりあえず安心をしているわけですが、やはりこの24年から行われた補助制度につきましても、なかなか思ったほど活用がされていないわけですが、今回のこの大阪の震災で、かなりこのブロック塀については報道なんかを見ましても、当然亡くなった方、お子さんがいるわけで、本当にかなり真剣に考えてきているんじゃないかというふうに思いますもので、あとは公共施設はないということでもいいわけですが、通学路とかできれば避難路まで調べて市民にお願いを、周知していくというんですか、改修のお願いをしていくところまでやはりやっていって、補助制度もこのようにあるんだと。できればこれを増やせばもっといいわけなんですけれども、補助制度も、補助制度さえも知らないというのが結構あるんじゃないかと思っておりますし、周知と、調べた結果やっぱり厳しいところがあれば、それを何とかやってもらえるように、市のほうでも忙しい中大変かもしれないけれども、やはりそこまでやって初めてやはり人の命を守るというふうにつながっていくと思いますもので、ぜひそこまでやっていく必要があるんじゃないのかなというふうに思っております。ぜひしっかりとそこまでお願いしたいなというふうに思います。

あと、感震ブレーカーにつきましては、やはり近場では南伊豆町も何か始めたということを知っておりますもので、負けずに下田市も頑張るという、これはやはり火災を起こさないということについてはかなり有効でありますし、金額的にもブロックと違ってそんなにびっくりするほど、それこそ10分の1ぐらいでできることだものですから、ぜひこの辺は検討をしていただければというふうに思っております。答弁は先ほど皆さんの答弁を聞いて十分理解をいたしましたもので、ぜひ前向きにお願いをしたいということで、昼前になりましたもので終わりといたします。

以上で私の質問を終わりとさせていただきます。

○議長（竹内清二君） これをもって10番 土屋 忍君の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩といたします。

午後 0時 0分休憩

---

午後 1時 0分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次は、質問順位 3 番、1 つ、太陽光発電事業に伴う乱開発防止について、2 つ、観光交流課職員の不祥事と補助金制度について、3 つ、黒船祭のあり方について、4 つ、下田市の海水浴場の整備と白浜大浜海水浴場の不法営業対策について。

以上 4 件について、13 番 沢登英信君。

〔 1 3 番 沢登英信君登壇 〕

○ 1 3 番（沢登英信君） 日本共産党の沢登英信です。

議長にご紹介いただいた順に主旨質問をさせていただきます。

太陽光発電事業に伴う乱開発防止についてであります。

再生可能エネルギーは本来、地域の再生、活性化に寄与するものであります。特に東日本大震災、東電福島第一原発の事故以来、原発に頼らないクリーンエネルギーとして評価をされているところでございます。

平成24年7月に再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始され、平成30年のこの6月現在、導入されました再生可能エネルギーの9割以上が太陽光発電によるものであります。その一方で、地上設置型のこの施設は自然破壊の、景観の悪化などの被害をもたらしております。椎原の株式会社イノベックの発電事業は、田畑を開発したもので排水対策がなされず、平成29年4月には土砂崩れ、土砂の流出が発生し、民家が破壊がされているところであります。白浜旧道沿いでのKASH Energy 合同会社、無届けで急斜面にパネルを設置済みであります。土砂崩れを起こして、一時通行どめにもなりました。山和機工株式会社は須崎字椎ノ原1701番地ほか1.971ヘクタールの測量のため、他人の山林を無断で伐採し、しかも無届けで現在工事が中止中でございます。許可をとりましたエイト株式会社の田牛字坂下656の1ほか7筆3.1ヘクタールの山林が抜根され、山肌がむき出しにされ、工事中断されて梅雨期を迎えているわけであります。

これらの事業が現在どのような状態で、どのような指導を県、市がなされているのかまずお尋ねをいたします。また、下田市土地利用指導要綱と景観まちづくり条例や宅造法、あるいは森林法などの指導と乱開発防止のための実態、実情についてあわせてお尋ねをいたします。

経済産業省資源エネルギー庁が公表しております再生可能エネルギーの固定価格買取制度によります事業計画認定は、皆さんにもお配りしましたが、別紙のとおりであります。平成29年9月30日付で認定されております下田市内の件数は173件、その後風力発電が1件追加されております。173件の太陽光発電のうち82件が稼働中で、これは10から1,000キロワット

以下の小型の発電というものであります。田牛、吉佐美、四丁目、旧岡方村、白浜、須崎、外浦、蓮台寺、大沢、椎原、加増野とまさに全市にわたっているわけであります。特に1,000キロワット以上のいわゆるメガソーラーと言われております事業が8件、そのうちの4件が加増野地区に集中をしているわけであります。このことを当局はどのように考えられておられるのか、まずお尋ねいたします。

この固定価格買取制度の認定を受けた者あるいは事業所が、やがて土地利用や景観条例または宅造法や森林法の認可申請をすることになると思います。その指導の現状についてお尋ねをしたいと思っております。具体的に個別名を明らかにしていただきたいと思うものであります。

次に、下田市自然環境、景観と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例、今議会に提案予定の条例でございますが、この条例の持つ意義づけ、意味はどのようにお考えになっているのか、その意義についてお尋ねをいたします。

伊東市美しい景観と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例、いわゆるメガソーラー規制条例が6月1日、伊東市では施行がされているわけであります。伊豆高原メガソーラーパーク合同会社、この開発地は伊東市八幡野48ヘクタールと言われてしているわけであります。50ヘクタールを超えますと環境影響調査を、県の指導を受けるということで48に定めているのではないかと思うわけですが、この業者と伊東市の間でこの伊東市の規制条例の適用の期日について、適用か適用しなくていいのか争われているところであります。下田市も条例をつくりますと、こういうことが起こり得ると思っておりますが、このような事態を迎えたときにどのような態度、姿勢を当局はとっておつもりなのかお尋ねをしたいと思うわけであります。

加増野地区が下田市の水道水源地域であることから、当然、下田市水道水源保護条例も改正をし、この内容に太陽光発電等の施設を規制対象にすべきと考えるものであります。どういうわけでこれに加えようとならないのか、再度見解をお尋ねをしたいと思っております。景観条例や土地利用の開発事業は、それぞれ27年、29年にこの太陽光の施設を対象にするという条例改正をしているわけであります。当然、水道水源の保護条例も太陽光を加えると、稲生沢水源を大事に守っていくというこの姿勢は大切ではないかと思うわけであります。

次に、伊豆地区のメガソーラー開発は森林を伐採し、抜根、根までとってしまっ、土砂災害、水質汚濁、水害などを引き起こすばかりでなく、森林の持つ機能をも破壊をしかねません。森林の生態系や貴重な動物、生物、植物の絶滅の危機を心配せざるを得ないようなことになろうかと思っております。しかも、各自治体、市町村をまたいでこのメガソーラーは進められる可能性が予想されるわけであります。各自治体だけではなく、県条例によります規制が

必要であると思うものであります。下田市議会は既にこの意見書を出しているところがございます。市当局も県知事への要請を首長会を通じて強力に働きかけていただきたいと、こう思うものがございますが、見解をお尋ねをいたします。

また、市民の中には、反対ばかりしていると伊豆はますます疲弊する、利益を生まない森林が売却でき、さらに税金が入ればよいことだという意見もございます。しかし環境が破壊され、ますます不安定な地域になってしまうわけであります。これを断ち切るためには、森林を保全していく社会の仕組みが必要であろうと思います。土地を売らなくても住み続けることのできるまちづくりが必要かと思うわけでありますが、市長の所見、ご意見をお伺いしたいと思います。

次に、観光交流課職員の不祥事と補助金の制度についてをお尋ねいたします。

職員の不祥事及び懲戒処分について（ご連絡）というファックスが2018年5月2日、14時50分、議会事務局から市議会議員各位宛てに統合政策課人事係より送信元として送付されてまいりました。いわゆる40分後ぐらいの15時30分から緊急記者会見を実施いたします、内容は別紙のとおりですと記載されておりました。職員の不祥事に関し、職員の処分とともに市長、副市長が給料を返納する予定でありますのでご承知ください。市長、給料10%、1カ月、副市長、給料5%、1カ月、6月議会にて特別条例を提案予定と。

別紙、事件の概要は、黒船祭招待者の宿泊負担金や祝儀など準公金の一部16万円が連絡等の手違いにより現金のまま金庫保管されていた。このうち15万円を私的に流用し、本人の飲食代や携帯電話料等に充てていたもの。3月5日に内部調査により発覚し、3月8日、本人から全額返還済みですと、こう記載されておりました。約1年前の78回の黒船祭にかかわるお金ということになろうかと思えます。

懲戒処分の内容は、観光交流課主事、本人25歳、懲戒免職。根拠法令、地方公務員法第29条第1項から各号。1項から3項までございますが、この各号だと。

そして、管理監督者の処分内容として、事件発生当時の上司、前観光交流課長、戒告、根拠法令は地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号だと、処分日は平成30年5月2日であると、こういう内容でありました。

そこでお尋ねをいたします。

観光交流課では、下田市夏期海岸対策協議会のお金を流用したとして約10年ほど前、勤続8年、33歳の職員を懲戒免職をしているわけであります。下田市のこの観光立市を支えている観光交流課がまさに職員の罪人を製造している、つくっているところではないかと、この

ように思われるわけであります。なぜこのようなことが起こるのか。その原因についてお尋ねをしたいと思うわけであります。

補助金を受け外郭団体の事務局を受け持っている課で不祥事が起きているわけであります。そこで、事務局を受け持っている課はどこで、どんな事務局を受け持っているのかあわせてお尋ねしたいと思います。

さらに、ここでうたわれております準公金とはどのような公金なのかと。法的根拠を明確にさせていただきたいと思います。準公金というような法的な規定はないのではないかと思ってしまうのでございます。

公金については、下田市会計規則により分任出納員や現金取扱員を各課に置き、出納、支払い等については出納室で行って、間違いが起きないようにシステムとなっているわけであります。これは地方自治法の規定で法的に定められているわけであります。このような会計上のシステムが、似たようなシステムが必要ではないかと考えるわけですが、どのように今日まで改善され、また改善しようとしているのかお尋ねをしたいと思います。

第4に、また補助金のあり方を検討する時期にあると思いますが、当局の見解をお尋ねいたします。

5点目としまして、不祥事の対応について私は大変異議を持っておりますので、お尋ねをいたします。

約1時間ほど前に議員にファックスで知らせ、記者会見にて発表するなど、その緊急性がまずどこにあったのかと、約1年も前の問題ではなかったのかとこう思うわけであります。その後原因や改善方法について、全協やいろんな機会があったかと思いますが、当局は一切発言をしていないわけであります。

新聞発表をしているのにさらに告発する、この告発は黒船祭執行会長でもある市長名で行うということになれば、まさにこれは、この職員を罪にしてほしいという意志を込めて告訴する、告発するということにつながってまいらると思うわけであります。既に新聞報道等で警察や担当の検察には明らかになっていると思うわけであります。これを改めて告訴するなど、どうかと思うわけであります。

市職員は、その資質も含めて採用試験を受け採用された者であろうと思えます。この若い職員は、やがてまちづくりを担う職員として育ててほしい人材、人物であると思うわけであります。

刑事訴訟法第239条の適用についても同様であります。私の調べました弁護士ドットコム

によれば、自治体公金を着服した職員を告発しないということは許されるのかと、この質問に対し中島繁樹弁護士は、実際はいろいろな事情から告発しないことが多いんです、こう答えているわけであります。ある自治体が公金を着服した職員を懲戒処分にしなかった、着服金は返還され、町は警察に届けられないということもあったと、こう実例を挙げているわけであります。

懲戒処分とは、戒告、減給、停職または免職の処分がございます。公務員にふさわしくない非行がある場合、その責任を確認し、公務員関係の秩序を維持するため科される制裁であるとされているわけであります。この若い職員を免職にしなければ下田市役所の秩序は保たれないと、こういう判断をしたということであろうと思うわけであります。そもそも免職にしなければ秩序が保たれないような内容というのはどこにあるのかと私は思うわけであります。公金流用即免職はいわゆる一般的ではないのです。世間の非常識と言っていいかと思うわけであります。

次に、黒船祭のあり方についてお尋ねをいたします。

この不祥事は黒船祭に当たって起きたものであります。

本年第79回の黒船祭は、5月18日から5月20日の3日間、天候にも恵まれ盛大に行われてまいりました。小学校での日米交流を初めといたしまして、ペリー艦隊記念碑献花式、姉妹都市ニューポート市提携60周年記念式典、米海軍主催によります墓前祭、海上花火大会、下田公園での記念式典、公式パレードや開国市の開催、そして大道芸や沼田踊り、コンサート、河内の手筒花火など、さらに再現劇「下田条約の調印」や日米親善綱引き大会など、さらには伊豆急下田駅では、THE ROYAL EXPRESS CAFEによります行事が、多くの行事が取り組まれてまいったところがございます。

しかし、第79回の黒船祭の予算書（案）を見ますと、収入総額3,445万8,000円のうち、2,100万円、61%は市の補助金であります。繰越金195万8,000円を含めると、66.6%がいわゆる税金ということになろうかと思うわけであります。寄附が940万円、27.3%、支出は事業費3,277万1,000円、そのうち主なるものは式典費780万円、行事費1,522万円のこの行事費のうち、花火大会は2日間にわたって行われ、花火代金は200万と、開国市の補助金ほかであります。宣伝費は370万2,000円、借上料256万7,000円、看板電気工事112万3,000円、来賓の土産や謝礼、ジャズ、マジック、バイオリンの演奏235万9,000円であります。事務費に148万6,000円、予備費20万円となっているわけであります。つまり黒船祭を執行するための収入の66%は市の税金が充てられ、式典費780万円と行事費1,522万円を合わせて2,302万円

支出される予算となっているわけであります。一般寄附金が今日難しくなる中で、財政的にも検討が必要になってくると思うわけであります。この点について市当局の所見をお尋ねいたします。

来年の黒船祭は第80回の黒船祭を行うということになるかと思えます。どのようにお考えでしょうか。

1989年、平成元年、第50回の黒船祭に記念誌を発行しております。この記念誌をひもといてみますと、第1回黒船祭は1934年、昭和9年、私たちの先輩が下田町では下田開港に尽くした内外の先賢の偉業を顕彰し、その偉大な功績を永遠に記念し、あわせて世界平和と国際親善に寄与するための黒船祭を執行すると、その趣旨を明確にされております。下田開港80周年記念として、開港先賢慰霊祭として行われましたので、江川英龍、吉田松陰、ペリー、ハリス、プチャーチンの慰霊を掲げて行われているわけであります。昭和9年4月20日から5月3日までの2週間を行っております。

当時の下田町は、観光と水産のまちという2つの政策をつくり、町の職員でありました森義男さんが平野屋の鈴木貞雄さんらに話をし、東京湾汽船の8代社長林甚之丞さんから2,000円の寄附、河津川発電あるいは東海自動車の3代社長川添さんから、あるいはジャパントーリストビューローの中山さん、町議の河津さんが資金部長をやり、東洋醸造から方々を回って、また当時の議長の石川朝秀さんが身延鉄道や萩原欣吾さんが森永乳業を手分けし回って寄附金を仰いだと。そして約1万円を集め、この第1回の黒船祭が行われたと。日米協会の支援を受け、グルー大使夫妻も迎えたわけであります。海軍省にお話をし、一国の大使がいらっしゃるのに汽船で来てはいけないと、礼を尽くして軍艦を出しましょうということになったと、こういうことが記載されております。これは、土橋一徳さんが森義男さんから書き取った文書として掲載がされているわけであります。

しかも、この当時の下田町役場職員は全部で20人もいなかったというわけであります。ですから、東京のこの東京湾汽船内に仮事務所を置いてくださり、総務部長の橋詰さんがこの東京担当だと、そして下田町役場では森義男さんが下田の担当をするということで進められたというわけであります。まさに人とのつながりが寄附金を集め、第1回の黒船祭が行われたということになるかと思うわけであります。

第2回は昭和10年4月27日から4月29日、第3回は昭和11年4月25日から27日、下田公園の蓮杖台で行われ、そして昭和15年、1940年4月20日から21日まで続けられ、昭和16年からご案内のように21年までは太平洋戦争、戦争で中断をするということになっているわけであ

ります。第8回は昭和22年、1947年開催をしております。そして昭和23年8月14日、第10回は昭和24年4月9、10日であります。

特徴的なのは第11回と第12回であります。7月15日に横須賀市で1日だけ、7月15日だけ黒船祭がとり行われているわけであります。

そして第14回、昭和28年開国記念、いわゆる開港100年祭として、ペリー、ハリスの開国記念碑がこの公園の広場につくられているわけであります。5月23日から25日。第15回昭和29年7月10日から11日。第16回、昭和30年いわゆる1955年以降は5月の3日間で黒船祭が行われるということに至り、今日に至っているわけであります。

下田市を代表するこの観光イベントであります。3日間では観光宣伝が難しい、しかもこの宣伝は6カ月以上前に企画が決定されていないと外部に宣伝することができないと、これらの要望に現在の黒船祭は応えていないと観光業者の皆さんは不満を言っているわけでありま。

第80回の黒船祭記念誌の発行をぜひとも企画していただきたいと、これらを企画する中で黒船祭のあり方を検討する時期に来ているのではないのかと、例えば期間も1週間にするとか、いろんな財政的な面もご検討いただきたいと思うわけであります。市長の所見を伺います。

最後に、下田市の海水浴場の整備と白浜大浜海水浴場の不法営業対策についてお尋ねをいたします。

夏の海水浴場は下田市の最大の観光施設であり、イベントであると思います。

健全かつ安全で快適な海水浴場の確保、整備のためには何が必要とお考えなのでしょうか。お尋ねをいたします。

海水浴場にはトイレ、シャワー、更衣室、休憩所、監視所、放送施設、売店などが必要だと私は思います。下田市の海水浴場で誇りに思うことは、レスキュー隊の配備等による安全対策であります。しかし、浜地には更衣室や休憩所、売店等がありません。整備をすべきではないでしょうか。

また、シャワー施設も不十分で、売店も含めました污水处理につきましては、そのまま浜地に流しているところがあるのではないかと思います。浜地にコンクリートによる工作物、土どめをつくって、駐車場を確保するために許可もとらずにこのような工事を進めている、行政指導もされていないのではないのでしょうか。この現状についてお尋ねをいたします。

昨年の白浜海水浴場などの不法営業の実態についてお尋ねをいたします。あわせてその対

策としてどのような措置をとられたのかお答えをいただきたいと思います。

さて、私が条例上の規定が必要だと今考えているものがございます。

第1は、今日、職場や人の集う場所での禁煙対策が進められているわけであります。海水浴場におきましても、禁煙規定を持つ神奈川県海水浴場等に関する条例などを参考に、禁煙条項を検討をすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、不法営業の実行者、雇用されている者、ノルマを課され働かされている若者の科料と、その営業者への科料条項、罰金条項はありますが、科料条項を追加すべきではないでしょうか。さらに、働かされている若者への支援の手を伸べる必要があると思います。1日5万円の貸し付け収入を得ないと一銭も賃金は出ないよというようなノルマを課されて、この給与と言われるものは月末しか出さないと、うちに帰りたくても帰る旅費もないというような状態で若者が働かされている実態は、まさに解決してまいらなければならないと私は思うわけであります。

ハとしまして、下田市の海水浴場に関する条例第7条第1項には中止の指示がうたわれております。第2項、不法に浜地に持ち込まれたパラソルやサマーベッドなど、当該物品を海水浴場から撤去させるものとする。撤去にかかわる費用は禁止行為を行った者または行かせたものが負担するものとする、こういう定めがあるわけであります。この定めが実行されたためしがないと私は思うわけであります。実行したことがあれば教えていただきたいと。なぜ実行できないのか、その実行体制をきちりと確立してまいる必要があるのではないかと思います。

海水浴場の整備、よりよい運営のためにはその歴史、経過を知ることが大切であろうかと思えます。伊豆急行の開通と下田市の海水浴場の変遷、県土木や県警、海上保安部、下田市あるいは夏期海岸対策協議会との関係はどのように進められてまいったのでしょうか。下田市海水浴場に関する条例がどのような形で制定され、今日どのような問題を抱えていると、条例上問題があると考えられているのか当局にお尋ねをしたいと思えます。

さらに、提案でございますが、海水浴場には60万人から多いときには100万人を超えるお客さんが訪れてくれるわけであります。浜地で過ごされているのであります。海水浴場のお客さんに下田市の観光案内を放送すべきではないでしょうか。神子元島灯台や大島、新島、伊豆七島が海水浴場から見えるわけであります。ウミガメやハマユウやハマゴウのこの植物、海だけでなく秋も冬も、春もこの下田市に来ていただけるような、楽しく語りかけるような情報提供をこの海水浴場で進めてまいる必要があるのではないかと思うわけであります。

ぜひこのような観点から、よりよい海水浴場を実現してくださいますようお願いをいたしまして、私の主旨質問を終わらせていただきます。

○議長（竹内清二君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（福井祐輔君） それでは、沢登議員のご質問にお答えします。

まず第1に、太陽光発電の件でございますけれども、太陽光発電というのは再生可能エネルギーの一つの大きな手段でございますけれども、大変日本としては、私は資源小国でございますまして、この太陽光発電というのは何も資源がいない、無尽蔵にある、太陽が照るところはどこでもできるということで、CO<sub>2</sub>も出しませんし、非常に効果的なエネルギー源だというふうに考えております。しかし、これに伴って広い土地が必要になるということでございまして、その点では環境に対する悪影響が懸念されるということでございまして、そういう面をお互い折衷をとりながら事業を推進するということが必要じゃないかというふうに考えております。

沢登議員の言っているように、規制はしないのかということでございますけれども、市の権限としては規制をする条例はつくれないというふうに私は認識しております。したがって、今度提議しますその条例に関しても、調和に関する、調和という言葉を使っておりますので、その点のところ、ぜひご理解していただきたいというふうに考えております。

そして、条例ができた暁にはその事業者に対して、申請したものに対しては適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

2番目の公金の不祥事でございますけれども、非常に私としても慙愧の念にたえない、こういう事故が、不祥事が起きたのは非常に私としても不本意なことではございました。

私は、この処分に関しては下田市職員分限処分及び懲戒処分審査委員会、この委員会が議論をして処分を決めたものでございますので、任命権者としてはその処分のとおりに宣告するというところを行いました。ただ私としては、罪を憎んで人を憎まずという心持ちで対応してまいりました。

その報告を聞いているうちに、現金が市役所にあったということが非常に私は腑に落ちない点でございまして、あつてはならないことが起きたというふうに考えております。事後、現金を、あるいは切手とかはがきとか、それとか収入印紙等の有価証券を含めてしっかりと台帳に記載をして管理をする。そして、現金はその日のうちに出納室、あるいはしっかりと手続をして台帳に記載をして鍵のかかる金庫に保管するというふうな方針を示しまして、そ

れに基づいて通達を出しております。その通達に基づいて実行していった再発を防止をしたいというふうに考えております。

次に、黒船祭のあり方でございますけれども、いわゆる下田市は開国の港だということは日本中あるいは世界中に誇れる土地だというふうに考えております。その一番最初に来たアメリカとの関係を構築したペリー提督、あるいはその後ハリス領事、そういう方たちの偉業をたたえて、やはり黒船祭は未来永劫続けていくべきだというふうに考えております。

そして、その期間の長短でございますけれども、いろいろと町の人たちも参加していただいております。そういう関係上、恐らく本業があると思しますので、そういった点ではやはり金曜日の夜から日曜日の夕方まで、それが期間としては限度じゃないのかなというふうに考えております。

また、この黒船祭によってニューポート市との姉妹都市提携を維持していかなければいけないというふうに思っているんですけれども、この姉妹都市提携によって中学生がホームステイで1週間、短期間ですけれども1週間足らずアメリカで過ごせるというのは、子供たちにとっても非常に将来に向けて有意義なことだというふうに考えておりますので、これもずっと続けていかなければいけないというふうに考えております。

次に、前後しますけれども、補助金のあり方につきましては、議員おっしゃるとおり、これから見直しをしていかなければいけないというふうに考えておりますが、とりあえず補助金の使用につきまして、平成30年3月29日に補助金交付事務を行うに当たっての留意事項についてという通達を出しております。これは副市長名で。その際に趣旨として、補助金交付事務を行うに際し下記のとおり基準を示します、平成30年度から当該基準に従い事務執行されるようお願いいたします、また当該基準について補助金交付団体に対しても周知するようあわせてお願いいたしますということで、これ各課長宛てにこういう文書を出しております。

まず、無駄使いをしているんじゃないかということをチェックからまず入らなければいけないというふうに考えております。そして、それをやりながら、補助金のあり方あるいは効果等についてもこれから検証していかなければいけないんじゃないかというふうに思っております。

次に、夏期対策につきましては、今の市の条例がございまして、私も2年間白浜の夏期対策でパトロールしましたけれども、やはり限界があるなど、この条例では余り強制力がないというふうに感じるどころが大でありまして、できましたら、そういう今、不法に営業している方たちの競争相手としてどなたか地元の誰か業者の方が入って、彼らよりもっ

と質のいい、あるいは廉価でそういうサービスを提供できる業者が入れないのかなということも検討しなければいけないんじゃないかと私は思っております。これが実現するかどうかはわかりませんが、こういう検討をする時期に来ているんじゃないかというふうに考えております。

特に、また喫煙対策等につきましても、これはやはり警告は表示しなければいけないと。またリードにつないでいない犬の放し飼い等も目につきますので、こういう規制、条例というよりも、看板を出して注意喚起をしたいというふうに考えております。

細部は各課長から話します。

○議長（竹内清二君） 副市長。

○副市長（土屋徳幸君） まず、私のほうからは、いわゆる準公金の関係の不祥事の関係でございます。

このたび準公金の着服事件という不祥事が発生しましたことに対しましては、重ねておわびを申し上げます。

さて、5月2日に臨時記者会見におきまして、市長以下関係職員の処分を公表したところであります。具体的な改善方法に言及がなかったとのご指摘でございますが、ただいま市長より答弁させていただきました。このような不祥事の発生を受けまして、5月7日付で全職員に対し、職員の現金取り扱い管理の徹底及び綱紀粛正の保持についてとの庁内通達を行い、現金の取り扱いについては平成20年3月11日訓令第1号で制定いたしました下田市所管課管理公金等管理要項及び下田市所管課管理の公金等の適正管理に関する改善方針を再確認するとともに、さらなる公金管理の適正化及び綱紀粛正に努めることを通知したところであります。

この庁内通達を受けまして、所管課で管理する口座の通帳のみならず、現金、小切手、切手の取り扱いの実態調査を行ったところ、現金の管理状況は主に資金前渡金及び西館の銀行窓口が閉じる午後3時30分以降の納税現金等が各課所管で管理されていた状況でありました。また、6月25日現在、外部団体の現金管理を所管課で行っている事例はございませんでした。

市としては、これまでの反省も踏まえ、所管課で管理する口座の通帳と現金、小切手、切手の取り扱いについても基準を設けており、公金等管理台帳の作成、所管課における定期検査の実施、出納室長の報告を徹底しているところであります。

今後におきましても再発防止を徹底すべく、要綱及び改善方針にのっとり公金管理の適正化及び綱紀粛正に努め、所管課管理公金の管理徹底を図ってまいる所存であります。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） それでは、私のほうからは太陽光発電事業による開発の現状についての補足をさせていただきます。

まず、指導の現状についてですけれども、先ほど議員のご質問にあったとおり、椎原、白浜の旧道沿い、須崎、田牛とあと加増野の4件が現在建設課の中でいわゆる指導済みのものがございます。

現状ですけれども、椎原につきましては流域図や流量計算書の修正の指示をしておりますけれども、その後の進捗がありませんので、速やかに対応するようこちらは引き続き指導してまいります。

白浜につきましては、県と連携して指導を継続しております。4月末に宅地造成等規制法に基づく許可は得まして、造成内容が確定したため、引き続き下田市景観まちづくり条例と下田市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく申請を提出するように指導しておりますところでございます。

須崎につきましては、こちらも県と連携しまして、造成計画が確定したら宅地造成等規制法、土地利用指導要綱に基づく申請を行うよう指導をしておりますところでございます。

田牛につきましては、造成内容の変更を検討している状態となっております。6月6日に事業者に対し県とともに、造成の変更内容が確定次第、森林法、宅地造成等規制法、景観まちづくり条例、土地利用指導要綱に係る変更手続を行うように指導しておりますところでございます。

加増野の4件につきましては、施工中の1件を除く3件につきましては、6月20日に事業者の立ち会いのもと、県庁、賀茂農林事務所による現地確認に同行し、書類の補正等を指示しておりますところでございます。こちらにつきましても、今後も県とともに現地確認を行う予定であります。引き続き指導をして行ってまいります。

太陽光発電開発が行われることにつきましては、伊豆地域全体に言えることなのかもしれませんが、やはり事業用地の取得の費用の安さということがあると思われま。

また、国の認定を受けた事業者がこれから法令の許可申請をされることとなりますけれども、下田市自然環境、景観と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例、今議会上程させていただいておりますが、こちらが制定されましたら、それらも含めて各制度の趣旨に従って協力を求め、指導をしてまいりたいと考えております。

いずれも下田市土地利用指導要綱、景観まちづくり条例、宅地造成等規制法、それぞれ個別ということではなく、関係者、県と連携しながら指導を行っているところでございます。

続きまして、太陽光条例の条例の意義についてということで、こちらの条例制定の意義といたしましては、一定規模以上の大規模な開発を抑制することで、これまで市民の皆様が築き上げてきた下田市の美しい自然環境、魅力ある景観、良好な生活環境を守り、将来引き継いでいけるものと考えております。

伊東市の条例では、市長の同意の必要性について、施行日時点で事業に着手しているかどうかで区分されるということになっており、何ををもって着手とするのかということで見解の相違が生じている状態だと考えております。

下田市が制定しようとしております条例案におきましては、許可を得ていても事故防止のための打ち合わせの実施や調整など直ちに着工するとも言いきれないことから、施工日の前日時点で事業の実施に必要な法的な許認可を受けているかどうかということ区分の基準と考えております。計画どおりに設備の設置に至る場合は市長の同意を不要といたしますけれども、施工日以後に計画に変更が生じる場合、不利益の訴求適用とならないよう、施工日の前日時点で得ている許認可の内容については担保しつつ、市長の同意を得なければならないこととしております。

次に、県条例の制定の要望についてということですが、太陽光発電事業の規制につきまして、県庁のエネルギー政策担当部署のほうで県内の35市町に調査を行っているのですが、公開されている調査の結果によりますと、県内35市町のうち、「何らかの規制や基準を県で設けるべき」と考えている自治体は31の市町ある一方で、「そういう基準や規制を設けるべきとは思わない」という意見を持つ自治体が3市町、「わからない」という回答は1ということで、県として県下統一した規制条例の制定は難しいという面もあるようでございます。ただ、静岡県環境影響評価条例施行規則を改正し、太陽光発電事業について適用範囲の拡大を図る考えを持っているようでございます。また県から、太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドラインの検討会を立ち上げるというお話もいただいておりますので、そちらに下田市としても参加していきたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○議長（竹内清二君） 産業振興課課長補佐兼施設係長。

○産業振興課課長補佐兼施設係長（平井孝一君） 私のほうからは、太陽光発電事業にかかわる乱開発の防止についての中の森林関係についての質問にお答えさせていただきます。

まずは森林法の許可申請する際の指導等の現状についてですが、産業振興課としましては、森林法について必要となる手続、条件等について指導させていただいております。

椎原地区につきましては森林法の区域外の施工であり、森林法に基づく工事の該当はございません。

原田旧道沿いにつきましては森林法の区域外で、森林の形状変更面積が1ヘクタール未満のため、森林法に基づく伐採届けを市に提出され、静岡県のほうに報告しております。

須崎につきましては、県や建設課の指導と関連しまして、森林法に基づく伐採届けを市に提出するよう指導しております。

田牛につきましては、先ほど建設課長よりも説明がありましたが、造成内容の変更受けしている状況となっておりますので、その事業規模が約3ヘクタールとなっているため、森林法に基づく変更手続が賀茂農林事務所に対して必要となっている状況であります。

加増野の4件ありますが、そのうちの1件、旧下田カントリークラブのところにつきましては、森林法に関する該当はございません。除く3件につきましては、5ヘクタール以上のものは静岡県県庁への申請、1ヘクタール以上5ヘクタール未満のものは賀茂農林事務所におきまして申請手続が必要となるため、事前相談、指導等を行っていると同っております。

今後とも県や建設課と連携した中で相談、指導に当たってまいりたいと考えております。

続きまして、森林開発用に森林が売却でき、さらに税金が入ればよいという意見もあるが、環境が破壊され、ますます不安定な地域になってしまう、これを断ち切るために森林を保全していく社会の取り組みが必要というご質問にお答えをさせていただきます。

森林整備を含む林業の発展につきましては、賀茂地域の森林状況といたしまして、針葉樹1万6,597ヘクタール、うち下田市2,620ヘクタール、広葉樹につきましては1万9,835ヘクタール、うち下田市4,768ヘクタールとなっております。広葉樹につきましては60年から65年生の齢級が全体の約6割を占めております。針葉樹に比べ輸送効率の悪い広葉樹についてはほとんど切り出しが行われていないため、森林機能低下によるさまざまな問題解決は喫緊の課題であると考えております。

市としましては、経営計画に基づく事業者が実施する美しい森林づくり基盤整備事業、下田市において市営分収林の適正管理を行う市営分収林整備業務、各事業者が自主的に行う森の力再生事業等により森林整備を進め、森林の若返りを図り機能向上を目指しております。このような事業を推進することによりまして市内森林の水源涵養機能、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させ、適正な維持管理に努めるとともに、議員ご指摘の林業の

発展につきましても、竹等の林業生産物の6次産業化や広葉樹のエネルギー資源の活用など、伊豆森林組合等の事業体と連携しながら検討してまいりたいと考えております。

また、今後、国で創設する市（仮称）森林環境税及び（仮称）森林環境譲与税が導入されれば、間伐人材育成、担い手確保、木材利用等の森林整備に関して譲与税が県や市町等に譲与されるため、この制度を活用しつつ、賀茂農林事務所や賀茂管内の自治体と協調して森林整備、林業を推進したまちづくりを目指していきたいと考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（竹内清二君） 上下水道課長。

○上下水道課長（長谷川忠幸君） 議員ご質問の1の太陽光発電事業に伴う乱開発の防止の中の下田市水道水源保護条例の適用についてについてお答えさせていただきます。

水道水源保護条例は、水道にかかわる水質の汚濁を防止し正常な水を確保するため、その水源を保護し、もって住民の生命及び健康を守ることを目的としていることから、現在、稲梓地区おきまして事業予定と言われております太陽光発電事業につきまして、3月の議員一般質問でありました水道水源保護条例での規制ができないかと検討を行ったところでございます。

水質につきましては、3月、議員一般質問で答弁したとおり、太陽光発電により水質事故等の事例がなく、条例での対応ができませんので、水源の枯渇の関係を検討したところ、水道水源保護条例で規制するためには、議員ご承知かと思いますが、条例の第2条第2項、第3項で対象事業を決定し、第9条で事業計画基準を規定で定めることとしております。

水質の基準につきまして根拠を明確にすることはできず、県内での事例もない中、大変難しいとなったところでございまして、今議会におきまして、下田市自然環境、景観等と再生エネルギー発電事業との調和に関する条例を提出し審議していただく運びとなり、この条例での対応をと思っているところでございます。

今後、太陽光発電事業におきまして事業基準等が明確になったときには、水道水源保護条例での規制も再度検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） ここで質問者にお諮りいたします。

休憩に入りたいと思いますが、よろしいですか。

〔発言する者あり〕

○議長（竹内清二君） では、ここで10分間休憩いたします。

午後 1時58分休憩

---

午後 2時 8分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

観光交流課長。

○観光交流課長（永井達彦君） 私のほうからは、まず、観光交流課職員の不祥事について答弁させていただきます。

常日頃、職員の綱紀肅正に関し注意喚起をしているところでございます。このたびこのような事件が発生したことは、まことに申しわけなく思っております。

平成19年に発生した事件の後、所属課管理の公金等の適正管理に関する改善方針を示され、再発防止に努めたところでございます。

このたびの事件は、黒船祭歓迎交流会及び宿泊の負担金、並びにご祝儀を通常預金通帳に入金するものでありましたが、現金のまま観光交流課の金庫に保管されたものであり、これを着服されたものでございます。

二度とこのような事件が起きないように、先ほど副市長の答弁のとおり徹底するものでございます。

続きまして、黒船祭のあり方についてですが、まず最初に、財政上の問題点ということで、7割近くもの金額を補助金として投入してしまうまで行うべきものなのか、税金である補助金を必要としない仕組み等を検討すべきであるのではないかというご質問ですけれども、黒船祭につきましましては昭和9年から引き継がれた伝統ある行事であり、また静岡デスティネーションキャンペーンにおきまして伊豆東海岸におけるトップイベントとしても上げられている、開国のまち下田を象徴する行事となっております。また黒船祭のあり方につきましても、市からの補助金なしでは運営は難しいものと考えます。各行事内容や実施方法も含め検討を始めたところでございます。

また行事内容につきまして、過去においては横須賀市で開催されるなど都市交流を行っていたが、今は行われていない、期間も3日間と短いというようなご質問ですけれども、黒船祭における都市交流につきましましては、姉妹都市を初め友好都市、市町、近隣市町の市町長様に交流会や記念式典にご参加いただいているほか、ニューポート市訪問団には白浜小学校児童との交流会にもご参加いただいております。また、沼田市からは1年置きに物産展や沼田

踊りの皆さんにもご参加いただいております。なお、本年は民生児童員の視察研修として83名の皆様にもお越しいただいております。

開催期間につきましては、平成11年の第60回から観光イベントとしての誘客効果等も考慮し、第3土曜日を含む金曜日から日曜日までの3日間とされているところでございます。期間につきましては、先ほど市長の答弁ありましたけれども、余り長く開催しても間延び感が生じたり、米国側や自衛隊関係者の長期間の参加は困難であり、また従事する方の都合もあり難しいものと思われませんが、第80回に向けほかのイベントを模索する中で検討したいというふうに思っております。

続きまして、海水浴場の関係でございます。

まず、浜地への更衣室、休憩所、売店等の整備についてのご質問ですけれども、海水浴場区域内への売店等の設置につきましては現在、夏期海岸対策協議会の長田支部、外浦支部、須崎支部、吉佐美支部の4つの海水浴場のみに設置をされているところでございます。ほかの海水浴場につきましては、過去のさまざまな経緯もあることから、地域の中で意見も分かれているのが現状でございます。売店等の設置は地元区や地域のご理解、ご協力がなくては進めることはできませんので、今後も引き続き協議を進めていきたいと考えております。

汚水処理につきましては、外浦の仮設売店やシャワーは浸透式というふうになっております。

駐車場につきましては、各夏期対策支部において対応しているところでございます。

海水浴場における禁煙対策につきましては、神奈川県や大阪府において海水浴場の指定場所以外での喫煙を禁止する条例が施行されております。また、県内では熱海市が、熱海市路上等の喫煙防止に関する条例により、全海水浴場を禁煙としております。

本市におきましても、浜地内のたばこの吸い殻に対する対応に苦慮しているとの報告も受けているところでございますので、こうした先進地の条例を参考に、また犬の放し飼いも含めまして、夏期海岸対策協議会の各支部と協議を進めていきたいと考えております。

また、不法に浜地に持ち込まれたパラソル、サマーベッド等の撤去できる条文の実施及び料金の検討についてというご質問ですけれども、白浜大浜海水浴場の違法業者対策につきましては、夏期海岸対策協議会原田支部及び下田警察署のご協力をいただきながら、平日は原田支部と観光交流課職員、休日には市長以下課長職のパトロールを実施し、禁止行為に対し注意を行ってまいりました。しかし、現体制の職員だけでは海水浴場に常時職員を配置させることが困難であることもあり、パラソルやサマーベッド等の撤去及び罰則の適用には至っ

ていないのが現状でございます。

白浜大浜海水浴場の不法営業等の実態についてですけれども、昨年は浜地内でのパラソル、ベッドを置いている者が4団体で、多いときには10カ所以上を確認しました。デリバリーにつきましても減少しているものの、浜地内で巧妙にアルコール類を販売しているグループも出てきていることが支部より報告されております。また、外浦海水浴場でもバナナボート、デリバリーによる営業行為が確認されております。

最後に、伊豆急行の開発と下田市の海水浴場の変遷、下田市海水浴場に関する条例の制定について、その課題というご質問ですけれども、市内の海水浴場につきましては、平成30年台前半頃から地元個人による出店がされておりました。その後、伊豆急線の開通により海水浴客が増加したことに伴い、暴力団関係者の進出も見られるようになりました。

このような状況の中、昭和43年に海水浴場の善良な管理を行うため、海水浴場を有する区の関係者、市内の諸団体、及び県や国の出先機関等からなる夏期海岸対策協議会が組織されました。

昭和45年には、下田市海水浴場及びキャンプ場管理運営規則を制定。浜地を市が一括占用し、各支部が管理をする現行の体制となりました。

暴力団関係者介入問題の顕在化により、平成元年には夏期对各支部以外の営業を禁止する内容の規則改正が行われましたが、余り効果はありませんでした。

平成4年には、海水浴場で禁止行為を行う者に対する退去指示、及び従わない場合の罰則等を規定した下田市海水浴場に関する条例が制定され、市職員による海岸パトロールが開始されました。平成12年には、実態に即した条文の整備を行うとして、賃貸等を目的とした用品の海水浴場内への持ち込み禁止、注意しても従わない場合には市職員が用品を撤去する旨の規定等を追加しております。

私のほうからは以上です。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） それでは、私のほうからは全般的な補助金の対応についてご答弁させていただきます。

補助金を受け、外部団体の事務局を受け持っている課は、どこでどんな事務局を受け持っているかというふうなご質問に対してでございます。

全16所管課のうち11課で、延べ56の外部団体の口座を管理しております。5団体以上管理している課につきましては、観光交流課14団体、統合政策課12団体、産業振興課6団体、防

災安全課5団体でございました。具体例といたしまして、観光交流課の場合、黒船祭執行会、下田市夏期海岸対策協議会、下田市自然体験活動推進協議会、東京オリンピックホストタウン下田市推進協議会などの事務局を受け持っております。このうち平成30年度当初予算において補助金が計上されているのは、56団体中16団体となっております。

続きまして、補助金そのもののあり方を検討する必要があるというふうなご質問に対してでございますが、市単独の補助金につきましては、補助事業の公益性、必要性、効果等を見きわめながら、補助金の縮小、廃止、存続の検討を行うことを目的といたしましたサマーレビューを毎年度行っており、新年度予算編成作業につなげていく仕組みをとっております。

しかしながら、限られた時間の中では十分な確認ができないことから、平成30年度補助金申請より補助金対象経費を明らかにし、補助団体の資質に係る見積もり合わせや支払い証明書の添付徹底など具体的な取り扱い基準を示すこととし、平成30年3月29日、補助金交付事務を行うに当たっての留意事項についての通達を作成し、所管課は新たに作成したチェックシートを用いることにより、適正な補助申請内容であるかどうかのチェックをすることといたすようにいたしました。

また、そのチェック内容を客観的に確認するため、補助金交付申請書、実績報告書につきましても、全て総務課の合議を新たにとることといたしました。

以上の見直しを8月頃のサマーレビュー時において検証し、平成31年度当初予算編成に向け、下田市負担金補助及び交付金に関する規則の見直しを行い、補助金資質の適正化を図る所存でございます。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 私のほうからは、準公金についてご答弁させていただきます。

下田市公金取扱規則第1条において、公金とは市に属する一切の現金を言うとして規定されておりますが、準公金という言葉は法的に明確に規定している根拠法令はございません。しかし、平成30年4月4日に今回の不祥事案に関して当市の顧問弁護士と相談し、着服した現金が公金に当たるかどうか確認したところ、公金の意味は法律によってその意味や解釈が変わるものであり、黒船祭執行会は下田市とは別の組織であり、その収入金は相手方が黒船祭執行会に支払っているものであるため、厳密には公金ではないが、準公金に当たるものであるとの回答を得ております。公金に準ずるお金だという回答になります。

準公金とは、下田市公金取扱規則に基づき、出納室が管理する市の歳入歳出に関する公金

以外で市職員が職務として管理する必要がある金銭全てのことを指すものと考えております。

また、今回の不祥事の処分においても顧問弁護士からは、準公金の着服であっても公金の着服と同様な処分が適当であるとの回答を得ております。

続きまして、刑事告発することの必要性その他についての答弁をさせていただきます。

議員からもございましたとおり、刑事訴訟法第239条第2項に規定されておりますとおり、公務員は犯罪事実を認知した場合には告発しなければならない義務が課せられております。今回の観光交流課職員の不祥事においても、職務中の犯罪行為が発覚したわけですので、市としては告発し、その取り扱いは捜査機関に任せるべきものと判断しております。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 答弁漏れはございませんか。

〔発言する者あり〕

○議長（竹内清二君） ちょっと聞き取りづらいので、もうちょっと。

〔発言する者あり〕

○議長（竹内清二君） どこの部分でしょう。ちょっと聞こえづらかったので。

〔発言する者あり〕

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） すみません。議員からいただいたこちらの資料ですよ。この中には、すみません、言い方がちょっと悪いかもしれないですけども、とりあえずエントリーみたいな形で経済産業省に認定を出しているところがあって、これ、出されているところが今現在、じゃ、事業化本当にされて現地で動いているのかどうかというところは、またかけ離れた数字になっているところがございます。なので、私たちとしましては当然、計画の相談が来れば適正な指導はしておりますし、相談は来ていないで例えば無許可で着手が確認されたところなどについては積極的に指導をしていく、そういった考えでおります。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 市長のほうから、この太陽光発電についての、これは調整に関する条例で規制条例ではないんだと、こういうご発言がございましたけれども、調整に関する条例ということでタイトルをうたって、具体的には1万2,000平米の巨大な開発については認めないと、こういう一考も入っておりますので、意見が違うわけではありませんけれども、一応規制条例であるという理解をできるところもあると、こういう理解をしていただきたい

と、そして、それらのものはやはりきっちり対応していただきたいということと、いつから適用というのは、必要な全てのこの許可が着工する前日までに許可が得ていなければ、それらはこの新しい条例を含めて対象になるんだと、こういうご答弁をいただいておりますので、ぜひとも、そういうことで、なるだけこの議会に出されて、9月と言わずに施工を早めていただいて、もう既にどれだけの、173件ものこの申請が国に出ているわけですから、それは何年後にやろうとか、今すぐではないよということはあるかもしれませんが、これが下田市の土地を買収して事業をやろうという、こういうことの全体の把握はこの国への申請でわかるわけですから、ですから待っていて申請が来たところで実態をつかむというのではなくて、既にそういう国の情報はあるわけですから、間違いが起きないようにその業者に問い合わせをするなり何なりして、本当に調整で下田市にとって進めるべき事業であれば援助してあげればいわけだし、被害が起きそうな業者であればそれは指導をしていくということが必要なわけですから、ぜひとも既に国からの状態が出ているわけですので、待っている姿勢ではなくて、やはりこの災害が起きないように、あるいは自然破壊にならないような措置をぜひともとっていただきたいと、要望と質問を兼ねてお願いをしたいと思います。

それから、次の平成19年度にこの大変な夏期海岸対策事業における不祥事が起きたので、そのときに文書で一応、公金の扱いについては進めているんですよと、こういうことでありました。それで、議論上やはり法的には準公金なんていう言葉はないと、それはその弁護士さんが見つけた言葉だろうというぐあいに思うわけです。それはやはり夏期海岸対策事業のお金であり、黒船祭執行会のお金であると。

ところが、それを市の職員が管理しているというところに問題があるわけです。その管理をどういうぐあいに明確にするかということということで、観光課にこの16団体もそういう管理をしなければならないお金があるなんてことになれば、これは市長、一仕事ですよ、どう考えたって、一仕事。現金をちゃんと管理、出納すればいいですよというのは、指導でこれは解決できるような問題じゃない。だから再び10年近く後に同じような問題が起きていると。しかも、下田市にとっては若い職員を育てる、この下田市に若い職員が住んでもらうような政策をしなければならないときに、この下田市から追い出してしまうような措置をとるなんていうのは、もう大変に残念なことで、あってはならないことだと僕は思うわけです。

そういうことからいえば、この単に副市長さんが言うような措置ではなくて、もっとした根本的な検討が必要ではないのか、こういうぐあいに思うわけです。

この16団体あるいは統合政策課の14団体、6団体、5団体、それなりの体制をとってチェ

ックをしていくと。今の話ですと、監査員がチェックをしますよと、出納員がチェックをしていきますよと、それは一つの今すぐできることかもしれませんが、もう一度これはきっちり検討していただいて、絶対こういうことが起こらないようなシステムを、しかもこの若い職員を育てることができるような、観光交流課といえればいろんな行事をやっていて、そこで育った職員が下田市をしょって立つような職員になるべき部署だと思うわけです。

それから、新聞で既に明らかにしているもの、この処分権は市長にありますから、免職できる権限を持っているということはそのとおりなんですけれども、世間の常識、自治体の常識としては、この程度で免職にするなんていうのは数が少ないんです。むしろ戒告だとか、そういう反省する機会を与えて立ち直らせているというのは、私の調べだと多くの実態です。

それで、この第239条第2項の解釈について、統合政策課、黒田課長さんは、「何人でも、犯罪があると思料するときは、告発することができる」と、第2項で、「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは告発しなければならない」と、いわゆる国の職員や市の職員は、その事実を知り得たら告発しなさいという項目が確かに刑事訴訟法第239条にあるわけです。しかしその解釈は、告発義務について訓示規定とする説も見られるんだと、同旨の下級審判例もあると言っているわけです。通説は義務規定と解釈されて、国家公務員及び地方公務員が告発しなければならないと、こういう見解が法律家の一般的な見解のようでありますけれども、この具体例として、結論として行政機関の判断によって告発しないこともこの規定に違反をしないと、こういう解説が明確にあるわけです。こういうぐあいに決まっているけれども、それは運用で、そういうぐあいに運用しなくてもいいんですよと。いわゆる免職という意味で言っているんですよ。処分しなくていいと言っているわけじゃないんですけれども、そういう規定があるわけですから、やはり市長が言うところの罪を憎んで人を憎まないと、こういうことからいえば、もっとこの人間的な温かい措置をとっていただきたいと。今後こんなことはないんでしょうけれども、もしあったら、もう済んでしまったことはもとへ戻すわけにいかないんでしょうけれども、そういう姿勢をぜひととっていただきたいと思いますけれども、市長のご見解をお願いをしたいと思います。

それから、この夏期海岸対策事業でありますけれども、歴史を話してくださいました。ありがとうございました。

しかし、その前に海水浴場というよりもキャンプ場として浜地が使われていて、大変なこの騒ぎといいますか、今、外ヶ岡の場所で駐車場が大変になって締め出しているというのがありましたけれども、それ以上の事態が起きて、県でキャンプ場禁止条例をつくってください

ったと、こういう経過がありまして、その後海水浴場として管理をし、法的な規制ができないんだというふうなことで管理要項をつくったと。しかし、議員提案で現在の海水浴場に関する条例が制定されて、議会が通すと、こういう経過を踏んできていると思うわけです、経過から言えば。

ですから、今ある条例を最大限利用するという体制をつくっていただきたいと。そうしますと、第7条については、観光課長は今の観光課の体制だけではとてもできませんよと、それは私もそのとおりだと思うんです。

ですから、県の管理している浜地をこの夏期の一時期、7月1日ぐらいから8月いっぱいまで市が借りて、これを夏期海岸対策事業に管理をしていただくと、こういう仕組みになっているわけです。本来は県が管理していたんですけども、そこに事業をやらせてくださいという申請が刺さり込んできて、県の土木所長も夜昼なく責め立てられて、とてもこんなを受けていられないと、こういう大変な事態が、その利権に結びつく許可をよこせ、よこせというようなことがあって、今のような仕組みができて、浜地を管理している夏期对各支部以外は浜地の中へ店を出してはいけませんよと、こういう規定になってきていますので、それは尊重してまいらなければならないというぐあいだと思うわけです。

ですけれども、その支部がやはりこの海水浴場としてのサービスが不十分であるために、そこに不法業者が入り込んできているというのも事実だと思うんです。

○議長（竹内清二君） 5分前になります。

○13番（沢登英信君） ですから、これらはぜひとも国・県・市も含めて体制をとって、条例をきっちりまず施行できるものは施行すると、浜地の中に持ち込まれたものは持ち出して、その費用はちゃんと不法業者に払わせると、こういう体制をとることが必要であるし、条例が不十分ならそれを訂正をすると、あるいはまた各支部で、経済的な面からもこのサービスを提供するというような仕組みをどうつくるかということを真剣に考えていただきたいというぐあいに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 申しわけありません。1万2,000平米以上のメガソーラーについては許可できないということでございますけれども、再確認させていただきます。

2番目の補助金の16個の口座を市役所がそれぞれ持っているということでございまして、法律といろいろ検討した結果、市長が例えば黒船祭執行会、夏期対策協議会の会長になっているんです、市長が。市からその団体に対して補助金を出している。これは双方代理という

ことで、法律的には芳しくないというふうな結果が出ております。そういう組織から見直して、私が両方の会長にならないように、ほかの市以外のものは努めてほかの人に会長をやっていただくとかしたいと。しかし、そうはいつでも役職で市長が例えば負担金を出しているところ、役職で市長がそういうところに会長をしているというところは、それは、今度は市側のほうを誰かを代理を立ててその負担金を出すというふうなことを考えなければいけないというふうな結果を承知しておりますので、これからそういう事務局もどこへ持っていくのかということも検討しながら組織の改善を図っていきたいというふうに考えております。

そして、告訴の関係ですけれども、先ほど申し上げました、罪を憎んで人を憎まずというこの気持ちでやっているんですけれども、本人にとって、やはりこういうことをやれば処罰されるんだよと、行政処分だけじゃなくて刑事処分もあるんだということを、若いですから、これから立ち直るために必要じゃないかというふうに考えております。

夏期対策についても、これからいろいろと検討して、条例の限界があるということ認識しておりますので、いろんな対策を考えていきたいということでございまして、先ほど申し上げたのも一つのその選択肢じゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） 先ほどの外部団体の口座の関係でございすけれども、ちょっと私のほうの表現がちょっと悪くて申しわけございません。正確には外部団体、56の口座を持っているということで、56の口座が今、下田市の中で外部団体の口座がございす。その中で観光交流課が持っている口座が14、それから統合政策課の持っている口座が12ございす。その中で、56の通帳のうち16の団体に対して平成30年度当初予算で補助金が計上されておるといふことで、この56の通帳が全てが常に動いているというわけではなく、16の団体が常に動いているといふことでご理解いただきたいと思ひます。

ちょっと短期間で調べましたので、どの程度通帳が動いているのかといふところまでは調べおきませんでした。申しわけございません。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） この程度で免職は非常識といふようなご意見でございすが、まず、私どもといたしましては、懲戒処分の指針についてといふ人事院事務総長からの通知に基づきまして対処しておひます。その中には公金官物取扱いといふものがございまして、その中で免職に相当するものは横領、窃取、詐取、その3つはもう免職になっておひまして、

あと、懲戒処分の中に停職、減給、戒告、そういったものを選択もできるんじゃないかというように形にはなっておりません。その国基準に基づいて行っているわけですが、とはいっても、金額の高等あるのではないかということで、これは顧問弁護士にも相談をいたしまして、金額の高は処分に関係しませんよというような回答を得ておりまして、ただ1円でも同じ処分なのかと言われると、そこには疑義があるけれども、15万円という金額になっていけば、それはもう疑義の挟む余地はないでしょうというような回答を得ているわけですので、私たちが法律の専門家ではないので、そういったところにも相談をかけながら行っております。

先ほども延べましたそういった確認をもとに、下田市職員分限処分及び懲戒処分審査委員会において決定をしてきているというような流れでございますので、その辺についてはご理解をいただきたいと思います。

それから、第239条の解釈になるかと思うんですが、これはしなければならないということになっておりまして、することができるのではなく義務規定になっているわけですので、私どものほうとしては裁量権を委ねられているわけではないので、これは義務規定であるということで対処しております。

また、さらに申し上げれば、先ほど申し上げました横領であれ窃盗であれ、親告罪ではないわけで、これはもう捜査当局が知った時点で動き始めておりますので、告発があるかないかにかかわらず動き始めている、なおかつ告発というものが文書によることが必須ではありませんので、口頭で訴え出ることもできますので、警察に相談に行った時点でもうこれは告発しているのと同様な対応になっていると思いますので、ここで告発することがよい悪いという話ではないのかなというふうに私どもでは判断しております。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 観光交流課長。

○観光交流課長（永井達彦君） 浜地の不法営業につきましては、非常にこの取り扱いといたしまししょうか、対応には苦慮しているところがございます。該当する業者には、とりあえず指示書なりを出して注意喚起をしているというような状況ですので、引き続きそのような対応でしていきたいというふうには考えておりますが、また警察等とも相談しながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） この浜地の管理については実力行使というんでしょうか、そういうことも条例で規定がされているわけですので、実際に浜地から撤去をすることができると、ところが、それらのことはやったことがないと、その体制が必要だからできないということだろうと思うものですから、ぜひともその体制が、やるやらないは別にしても、そういうことができるような体制を組むような努力をしていただきたいと、こういうぐあいに思うわけでありませう。

それから、処分の点につきましては見解が違ふということで、残念ながら交わるところがないようございませうが、ぜひとも市長が言うところの罪を憎んで人を憎まずと、そういうことで職員が育っていくような役所にしていただきたいと要望したいと思ひませう。

それから、黒船祭については、今行われておりますものだけを考えますと、確かに3日間で十分ではないかと、ボランティア等々もお願いしているんで、それ以上は無理だよという見解も当然出てこようかと思ひませう。しかし、第1回の経過を見ますと、ただ単に日米の黒船祭だけではない、日露のプチャーチンの問題も出てきていると、これも黒船祭として捉えて第1回はやっているわけですよ、この慰霊祭を。したがって、いろんな形で長くなっている。

今は、それぞれのものが歴史的な下田を宣伝していこうということで、オロシャ祭という形でやられています、振興公社が中心になって。それらのものを集めて連続してやっていくということになれば、1週間の行事を組むというような形も、国際観光都市下田として、この日、この日というばらばらではなくて、この日に続けてやろうというようなことはできるのではないかと思ひませう。

ですから、そういう工夫もしていただきたいと思ひませうし、今ある都市交流だけではなくて、かつてあったそういう横須賀市や横浜市との交流も手がけていけば、より一層広がっていくということも言えるかと思ひませうので、そういう検討をぜひともしていただきたいと思ひませうが、いかがでしょうか。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 日露関係につきましても、非常に下田市は重要な役割を果たしていると思ひませう。日露和親条約が結ばれた地である、まして1855年2月7日、この日露和親条約によって日本とロシアの国境が確定しました。それを記念して、下田市としても2月7日にマラソン大会をやって、末代忘れないように記念行事をやっているところございませうけれども、今般、国のほうからディアナ号つながりで、下田で被災をしたディアナ号が修理の

ために戸田に向かう途中で富士市の田子ノ浦の沖で沈没して、その乗組員が富士市の方たちに救助されていると。そして、そのディアナ号の代船としてつくった戸田号が出航したところということで、下田市と富士市と沼津市、この3市が連携して日露の交流を推進しないかというふうな話も出ておりますので、下田市としても、そういう行事にはぜひ参加していきたいというふうに考えております。

そして、下田市独自としても、玉泉寺にロシア人の3名の方の墓碑がございまして、その供養祭ができればやりたいというふうに今、計画を進めております。

したがいまして、黒船祭と一緒にプチャーチンとディアナ号関係で一緒に週でやるというのは、今のところちょっと考えておりませんので、別の期間を設定をして進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 以上で、これをもって13番 沢登英信君の一般質問を終わります。

次は、質問順位4番、1つ、下田市社会福祉協議会への補助金等について、2つ、臨時職員の継続雇用と無期限雇用について、3つ、統合後の中学校の校舎活用について。

以上3件について、9番 伊藤英雄君。

〔9番 伊藤英雄君登壇〕

○9番（伊藤英雄君） 政和会の伊藤です。

議長の許可を得て一般質問を行わせていただきます。

最初に、社会福祉協議会への補助金について。

この質問は、昨年12月議会において質問をさせていただいたものです。当時の質問に対して、前向きに検討されることを答弁していただきました。それで、どのような検討がされ、どのような方針が決定されたのかお尋ねします。

一応、昨年12月議会での質問を簡単におさらいしておきますと、下田市社会福祉協議会から下田市へ平成30年度補助金交付要望額として2,351万5,000円が出されています。また、人件費補助金について通常8割程度の交付がなされているが、下田市では5割程度しか出ていないので、改善要望が出されていました。人件費補助率はどの程度で、交付総額は幾らになりましたでしょうか。

社会福祉協議会の財政的基盤が弱いこともあって、新規採用がないままに来ており、今後10年で現職員のほとんどが退職を迎える中で、今年度も採用がなかったのですが、来年度は採用ができるような補助金は予定されていますか。

また社会福祉協議会に対して採用計画を出させて、それを実行できるだけの補助金を出す必要があると考えていますが、市当局はどのように考えていますか。

また、社会福祉協議会職員の給与は市職員に準ずることになっていますか。格差が大きいという話をよく聞きます。その点についてはどのように考えていますか。現状の社会福祉協議会職員の給与レベルは妥当であると考えていますか。もちろん社会福祉協議会の職員給与は社会福祉協議会で決定すべきことですが、市からの補助金でほとんどを運営している以上、その補助金を決定している市が間接的にはあれ、大きな影響力を持っていると判断しております。

賀茂地域の介護事業所は、どこも職員の確保に苦勞しています。団塊の世代が70歳を超えようとしていく中で、今後も介護事業の職員確保が必要ですが、社会福祉協議会では介護事業の利益がそのまま社会福祉協議会の運営費に回される仕組みになっているので、介護事業の充実が阻害されるような状態になっています。介護事業の経営者の人件費程度の額については社会福祉協議会に回してもよいと思われませんが、そのあたりについては今後明確にして社会福祉協議会の財源確保をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

前回は質問しましたが、社会福祉協議会が行っているデイサービスは津波浸水地域にあり、通所者は避難困難者です。移転の困難さについての説明は受けましたが、移転の必要性はそれによってなくなるものではなく、施設の所有者は下田市ですから、何らかの対策は必要ですし、当面行わないというだけではなく、将来に向けた計画づくりが必要と考えますが、いかがでしょうか。

次に、臨時職員の継続雇用と無期限雇用について。

最初に、下田市では現在何人の臨時職員がいますか。また、長期の臨時職員は何人いて、雇用期間はどのくらいですか。

平成25年4月1日に労働契約法第18条が改正され、有期労働契約が通算して5年を超える労働者が期間の定めのない労働契約を申し込んだときには、使用者はその申し込みを承諾したものとみなすということになりました。平成30年4月1日から実際に無期限の労働契約の申し込みができるようになりました。

そこで、この質問を行うようにしましたが、労働契約法第22条に、「この法律は、国家公務員及び地方公務員については、適用しない」とありました。ならば下田市には関係ないと言え言えますが、そう単純な話でもありません。臨時職員は任期付職員と言われるものになると思いますが、そうであれば、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律

により規定されています。この法律では5年以内の任期を定めることや、採用した日から5年を超えない範囲内での更新が可能であることが定められています。つまり5年を超えて働く臨時職員はいないことになります。しかし、実際には、現実には存在しています。

正規職員の採用は雇用ではなく、行政処分での任用ということになります。それでは、臨時職員についても雇用ではなく任用なのかというと、理論は分かれています。臨時職員には公務員法や共済組合法の適用除外になっており、仕事の性質も行政目的に影響するものではありませんし、そうした視点からいけば、任用ではなく労働契約であるとする考え方も成立すると思います。

1955年に自治省が臨職3原則というものをしています。1、恒久的な職務への臨時職員の採用は妥当ではなく、その職務への臨時職員を採用しない。2、現に採用されている臨時職員については、できるだけ速やかに定数内化を図ること。3、それまでは給与、その他の待遇については、できるだけ一般職員との均衡を考慮して改善を図ること。これを守ることが大事だと思います。

そこで、問題になるのが定員適正化計画で、正規職員の減少していく計画です。数字がひとり歩きをして、必要な人材が正規職員にならず、臨時職員の身分で業務を行っているということはありませんか。

最後に、統合後の中学校の校舎活用について。

下田市民とともに作り彩る白いキャンパスのチラシを見ると、稲生沢中学校の技術室がレストランになっています。新庁舎の敷地内に市がレストランを整備する必要があるのでしょうか。私は、市民要望が何度も出ており市内に必要な施設として、児童館あるいは児童館の機能を持った施設の整備が必要と考えています。行政当局はどのように考えていますか、お尋ねします。

また、統合後の校舎の活用についてはどのように考えておられますか。私は市民活動センターあるいは市民交流センターといった施設として活用していくのがよいと思います。市内には幾つものボランティア団体や文化団体、あるいは運動系の団体があります。そうした団体へ、単なる貸室ではなくクラブ活動の部室のような性格を持った施設として、中学校の校舎の跡地を活用したらどうかということでもあります。1教室1団体というわけにはいきませんが、幾つかの団体が共同の部室のように使える部屋として整備をしていくのです。

というのは、私もそうした活動をしてきて感じるのは、1つは書類や器具、道具といったものの保管場所がないということでもあります。団体役員さんの個人住宅に置いたりしていま

すが、会場場所にそういったものの保管場所があれば、多くのボランティア団体を初め文化団体等は助かるだろうと思います。こうしたボランティア団体や文化団体の活動を活発にしていくためにも、こういった市民文化交流センターあるいは市民活動センターが必要ではないでしょうか。私が視察に行った伊豆の国市の市民交流センター、三島市の市民活動センターにも、不十分ながら預かっておく場所がありました。

部屋と保管の場所に大変あれば助かるのがコピー機です。伊豆の国市ではコピー機の使用は有料で、三島市は使用料は無料で、紙を持参してくれば幾らでもコピー機が使えるようになっていました。市民交流センターといった施設の整備とともに、コピー機の無料使用についても検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上で主旨質問を終わります。

○議長（竹内清二君） 一般質問の途中ですが、ここで休憩したいと思います。

10分間休憩いたします。

午後 2時58分休憩

---

午後 3時 8分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

市長。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） それでは、伊藤議員のご質問にお答えします。

社会福祉協議会の補助金に関しましては、特に人件費は今年度の予算も執行しているんですけれども、昨年度は50%の補助金だったんですけれども、今年度は70%に上げさせていただいております。来年度に関しましては、またサマーレビューを通じましていろいろ検討させていただきたいというふうに思います。ここで上げるとも確約できませんけれども、やはり処遇は改善していかなければいけないというふうな認識を持っております。

次に、職員の採用に関してでありますけれども、これはやっぱり社会福祉協議会を存続させるためには、計画的に職員を採用していかなければいけないということでございますので、これからも採用計画をつくって適切に対応してまいりたいというふうに思います。

また、社会福祉協議会の建物が津波の浸水域内であるということでございますけれども、これも市の全般的な施設の配置等も考えながら、将来津波浸水域外に持っていくということ

も考えなければいけないというふうに思っております。

次に、臨時職員の継続雇用と無期限雇用に関してでございますけれども、これも法令が定められましたので、この法令に従って適切に対応してまいりたいというふうに思っています。認識としては、この法令が最低限のレベルだというふうな認識を持っておりますので、なるだけ不利にならないような処遇をしていきたいというふうに考えております。

次に、統合後の中学校の校舎の活用についてでございますが、現在、下田市の公有財産有効活用検討委員会で全般の施設の活用につきましては検討しておりますので、その意見を待ちたいというふうに考えておりますけれども、議員提案の市民活動センターあるいは市民交流センターをつくるということも一つの大きな選択肢として記録をしておきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（土屋悦子君） 私からは、下田市社会福祉協議会への補助金等に係る3点のご質問につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、1点目の人件費補助についてはどの程度補助しているかのご質問でございますが、社会福祉協議会に対する運営費補助金につきましては、平成30年度当初予算に1,879万4,000円を計上し、同額を交付決定しております。29年度交付額1,389万5,000円と比較いたしますと35%の増となっております。要望を全て満たすことはできませんでしたが、ただいま市長が申し上げましたとおり、補助率が50%から70%に引き上げられたことにより増額を図っておりますので、その効果を見きわめながら適切な法人運営に寄与できるようにと考えております。

次に、今後10年間の職員の補充をどのように考えているかということでございますが、職員の退職、新規採用といったいわゆる新陳代謝と、これに伴う人材育成については、組織共通の課題であると考えております。特に社会福祉協議会におきましては、議員ご指摘のとおり、職員の補充、後進の育成は喫緊の課題であると考えます。

採用計画につきまして社会福祉協議会に確認しましたところ、現時点では策定していないとのごですが、将来的な退職に備え計画的に職員を採用していくことの必要性は、さきに述べましたとおり、市、社協との共通認識として持つておると考えております。また地域福祉活動において、社会福祉協議会に求められる役割や協力していただかなければならない事業が年々増加していることも事実でありまして、職員一人一人が適正な業務量で円

滑に業務を遂行するためには、直近であと2名程度の増員が望ましいと聞いております。

人件費等につきましては、議員ご指摘のとおり、介護事業の利益を含む運用について、現状に即した検討が必要と考えております。社会福祉法により、市は社会福祉法人の指導監査を行う立場にもありますが、あくまでも法人の自主性を重んじることが前提でありますので、法人内部の意思決定を尊重し、業務の継続や将来の運営に支障を来すことなく適正かつ円滑に業務を遂行できるよう、必要に応じ助言していくことで協力していく所存でございます。

最後のデイサービスが津波浸水域にあつて、通所者の避難困難者がいるけれども、移転を含めた計画が必要ではないかというご質問でございますが、議員おっしゃったとおり、昨年12月にも同じ質問いただいておりまして、下田市総合福祉会館は、生きがいプラザの機能移転に伴いまして昨年度改修工事を実施し、1階のデイサービス利用部分につきましても、特殊浴室、障害者用トイレ、食堂等を改修したことにより利用者の利便性が大きく向上したところでございます。また、津波被害に備えた対応といたしましては、毎年2回下田幼稚園へ避難する訓練を実施し、迅速に対応できるように努めているとのことでございます。

津波浸水区域外への移転等につきましては、社会福祉協議会の今後のあり方とも関連してまいりますので、将来的に検討すべき課題であると考えております。

私からは以上でございます。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 私のほうからは臨時職員の件と、それから中学校の校舎利用について答弁させていただきます。

まず、平成30年4月1日現在における当市の臨時職員は151名でございます。そのうち長期、議員のご質問の中にごございましたような5年を超える者をカウントいたしますと、60名います。ただ、改正労働契約法につきましては、議員のほうからもございましたが、同法第22条第1項において、国家公務員及び地方公務員については当該法律の適用除外とされておりまして、本市といたしましては臨時職員の任用の根拠を、地方公務員法の第22条第5項及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号に規定する育休代替職員として任用を行っておりまして、地公法の第22条につきましては6カ月雇用の更新1回ということで、翌年度についてはこれを改めて再度任用するという中で考えているわけですが、このこと自体がちょっといかがなんですかというご指摘はございますが、実態としてこのような形になっております。

いずれにいたしましても、市役所における労働者の待遇が民間と比較して著しく不利益に

ならないようなことは今後も配慮しながら、以前もそれなりには配慮させていただいて考えておるわけですが、今後も引き続き対応していきたいと考えておるところでございます。

それから、統合後の中学校の校舎活用についてでございますが、市長からも答弁申しあげましたとおり、下田市公有財産有効活用検討委員会の検討対象の施設となっております。この委員会では、公民館、保育所、中学校など再編により廃止となる施設について、用途変更などによる有効活用を検討してございます。

3 中学校につきましては、それぞれ庁舎建設や伊豆縦貫自動車道の整備、土地の所有状況などの課題がございますので、状況を的確に把握しながら検討を進めていく予定としております。

議員ご提案の施設を含め、必要とされている各種公共サービスの拡充を図るため、公民館や保育所跡地等もあわせて施設の有効活用を図っていきたいと考えております。

現状そういった状態ですので、どこに何を配置するというのがまだ明確に方針決定しておりませんので、決定し次第その市民活動のためのコピー機を置くのか置かないのかというような細部にわたったお話については検討させていただきたいと思っておりますので、非常によい提案だと思っておりますので前向きに検討させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私からは以上です。

○議長（竹内清二君） 9 番 伊藤英雄君。

○9 番（伊藤英雄君） 全般にわたり大変前向きなご回答をいただきありがとうございます。

社会福祉協議会のほうは、市町によってはほぼ人件費は100%出しているところもあるので、まだまだ道半ばということで、70%にさせていただいたことは大変ありがたいんですが、引き続き来年度以降もご検討をぜひお願いをいたします。

校舎のほうは検討委員会のほうで今後検討していくということでもありますので、ぜひ私の提案も検討案の一つとして入れると、当局のほうから検討委員会で検討しますというご答弁をこの後いただきたいと思ひますので、ひとつよくお願ひしたいと思ひます。

臨時職員の場合はいろいろ解釈も分かっているし、法律のほうもやかましい縛りがあるようなので、なかなか難しい面もあると思うんですが、やっぱり法の根本精神でいえば、本来、公務として行う根っこの部分は正規職員でなければあかんよという、そういう仕組みと精神があるわけなので、一方では定員適正化計画というのがありますけれども、本旨本元

はやっぱり公務を担うべき者は正規公務員であると、職員であるんだという精神のもとに臨時職員と正規職員の採用については考えていただくと同時に、臨時職員の労働環境の改善というものも検討していただければありがたいなと思います。

追加のところはどうか。提案を。

○議長（竹内清二君） 副市長。

○副市長（土屋徳幸君） ただいまご提案いただきました、いわゆる私が公有財産有効活用検討委員会の座長といたしますか委員長をやっておりまして、そういう中でご提案いただきましたいわゆる活性化のセンターの関係の案につきましては、その一つの選択肢といたしますか、検討の一つとして検討の対象としていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（竹内清二君） これをもって9番 伊藤英雄君の一般質問を終わります。

---

○議長（竹内清二君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしく願いします。

ご苦労さまでございました。

午後 3時24分散会